

令和7年度 地域密着型サービス及び居宅介護支援等集団指導

(共通事項)

《目次》

1	介護サービス事業における法令遵守と適正な運営の確保について	・・・	1
2	介護サービス事業者等の指導及び監査について	・・・	7
3	各種手続き（指定更新申請、変更届、廃止・休止届等）について	・・・	9
4	電子申請届出システムについて	・・・	12
5	業務管理体制の整備について	・・・	13
6	防火対策の強化について	・・・	17
7	災害時及び災害予防対策について	・・・	35
8	介護保険サービス提供中の事故発生に係る取扱要領等について	・・・	74
9	介護支援専門員証の更新と更新に必要な研修について	・・・	78
10	施設等における感染症のまん延防止について	・・・	83
11	令和6年度制度改正について	・・・	96
12	指定の状況について	・・・	112

別紙 質問票

別紙 介護職員処遇改善加算について（県資料）

別紙 介護予防・日常生活支援総合事業について

1 介護サービス事業における法令遵守と適正な運営の確保について

介護保険制度は、国民から集めた保険料と公費から成り立っている公的な制度であり、制度の健全な運営と国民からの信頼を確保するため、介護サービス事業者は、利用者等に対する適切なサービス提供のみならず、法令等の遵守が求められています。

I 介護保険法等関係法令の遵守について

事業所の適正な運営の確保のためには、事業者の役員並びに管理者及びその他の従業者は介護保険法等関係法令※を熟知するとともに、以下の点にも留意しながら運営をしてください。

※主な関係法令

- ・介護保険法 ・老人福祉法 ・社会福祉法 ・労働基準法 ・公益通報者保護法
- ・各法に基づく政省令、告示等
- ・法令の規定により条例に委任された基準等に関する市条例等

■ 業務管理体制の整備等について

- 事業者には、業務管理体制の整備・届出が義務付けられています。業務管理体制整備の義務付けは、法令遵守の義務の履行を制度的に確保し、指定取消につながるような不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図ることを目的としています。法令遵守責任者の役割を明確に位置付け、介護保険法をはじめとした法令遵守を事業所内に徹底してください。

■ 高齢者虐待防止及び身体拘束廃止への取組について

【高齢者虐待防止について】

- 「令和 5 年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」によると、全国の養介護施設従事者等による虐待判断件数は **1, 123 件**（前年度比 **267 件増（31.2%）**）でした。

※過去最多で3年連続増加

- 養介護施設従事者等による高齢者虐待の発生要因として、「職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足（**77.2%**）」や「職員のストレスや感情コントロールの問題（**67.9%**）」、「**職員の倫理観・理念の欠如（66.8%）**」等が高い割合でした。
- 高齢者虐待防止法の趣旨について再確認していただき、組織として未然防止の取組を推進していくことが必要です。
- 高齢者虐待防止法（第20条）では、養介護施設・事業所の責務として、各施設・事業所に研修等による虐待防止の取組を求めています。
- また、令和6年度制度改正により、**令和6年3月31日までの経過措置期間が終了しました**。現在は、「虐待防止対策を検討する委員会の開催」、「虐待防止のための指針の整備」、「虐待防止研修の実施」、「虐待防止措置を実施するための担当者の設置」が義務づけられています。**義務違反となる事業所は高齢者虐待防止措置未実施減算の対象となります**。
- 介護関係団体の代表者等で構成する「山梨県高齢者権利擁護等推進部会（事務局：健康長寿推進課）」では、平成27年度に「高齢者の思いに寄り添うケアを推進するための手引き」

を作成しました。

- この手引きは、介護施設において研修をする際の資料としての活用を想定し、理解編として、権利擁護や高齢者虐待について整理し、実践編として、食事・入浴・排泄等の場面を振り返りながら、質の向上に向けた検討をするための様式例を提示しています。

「高齢者の思いに寄り添うケア」の推進に向け、自施設に合ったテーマを選択し、活用してください。

- 高齢者虐待を防止するためには、「組織運営の健全化」「負担やストレス・組織風土の改善」「チームアプローチの充実」「倫理観とコンプライアンスを高める教育の実施」「ケアの質の向上」等、多角的な取組が必要とされています。

上記の手引きのほか、次のマニュアル、テキスト等を活用し施設内研修の実施など虐待防止またその背景要因となる不適切なケアの防止に努めてください。

参考文献

- ☆ 「高齢者虐待対応マニュアル」(山梨県)
- ☆ 「高齢者虐待防止の基本」(厚生労働省)
- ☆ 高齢者虐待防止学習テキスト(認知症介護研究・研修仙台センター)
「施設・事業所における高齢者虐待防止学習テキスト」
「介護現場のためのストレスマネジメント支援テキスト」
- ☆ 人権啓発DVD((財)人権教育啓発推進センター)
「私たちの声が聴こえますか」※山梨県社会福祉協議会無料貸出

【身体拘束廃止について】

- 介護施設における身体拘束廃止・防止の取り組みは、介護保険法施行前から先駆的な施設や病院において取り組みが始まり、身体拘束をゼロにするべく、平成13年に「身体拘束ゼロへの手引き」が作成されました。平成17年には介護保険法の目的規定(第1条)に高齢者の「尊厳の保持」が加えられる等の改正があったほか、令和6年1月1日に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(以下、「認知症基本法」という。)が施行される等の新たな立法もありました。

- 高齢者の尊厳を損なう不当な身体拘束は、施設だけでなく、当該高齢者の生活する在宅においても確認されている現状を踏まえ、高齢者に対する不当な身体拘束を廃止・防止するべく、介護施設および在宅における介護事業所と家族等を対象とし、令和6年3月に「身体拘束ゼロへの手引き」が見直されています。

- 身体拘束廃止・防止の対象となる具体的な行為には、次のような行為が挙げられています。

身体拘束とは、「本人の行動の自由を制限すること」です。

身体拘束は、本人の行動を、本人以外の者が制限することであり、当然してはならないことです。緊急やむを得ない場合であっても、本人以外の者が、本人に対して、非常に強い権限を行使する重みを理解し、本人の尊厳を守るために、適正な手続きを極めて慎重に行う必要があります。下記に示した「身体拘束廃止・防止の対象となる具体的な行為」の11項目は、あくまでも例示であり、他にも身体拘束に該当する行為があることに注意が必要です。

○身体拘束廃止・防止の対象となる具体的な行為(例)

- ①一人歩きしないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを綱(サイドレール)で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手装等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

※身体拘束に該当する行為か判断する上でのポイントは、「本人の行動の自由を制限しているかどうか」です。大切なのは、本人に向き合い、アセスメントを十分に行い、施設・事業所の組織および本人・関係者等で協議し、身体拘束廃止・防止に向けた取り組みを定期的に見直し、改善していくことです。

○身体拘束廃止・防止に向けてなすべき4つの方針

- ① 組織のトップが決意し、施設や事業所が一丸となって取り組む
- ② 身体拘束を必要としないケアの実現を目指す
- ③ 本人・家族・施設や事業所等での共通意識の醸成
- ④ 常に代替的な方法を考えることの重要性

○身体拘束を必要としないための3つの原則

- ① 身体拘束を必要とする要因を探り、その要因を改善する
- ② 5つの基本的ケア(起きる、食べる、排泄する、清潔にする、活動する)を徹底する
- ③ 身体拘束廃止・防止をきっかけに「より良いケア」の実現を

○緊急やむを得ない場合の対応

本人の尊厳を守るために、切迫性、非代替性、一時性をすべて満たす状態であることを、本人・家族、本人にかかわっている関係者・関係機関全員で検討、確認し、記録しておくことが求められる。

- ① 切迫性:本人または他の入所者(利用者)等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ② 非代替性:身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- ③ 一時性:身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

○仮に上記3点を満たす場合であっても、下記4点到留意することが重要である。

- ① 本人・家族・本人にかかわる関係者・関係機関全員での検討

- ② 緊急やむを得ない場合の三つの要件と照らし合わせた慎重な検討
- ③ 本人や家族に対する詳細な説明
- ④ 三つの要件の再検討および該当しなくなった場合の解除

○身体拘束廃止未実施減算について

以上を参考にしうえて事業所として必要な要件を満たしていない場合には減算の対象となります。

- ① 身体拘束などを実施する場合には、必要な記録を残す
- ② 身体拘束適正化検討委員会を3か月に 1 回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る
- ③ 身体拘束などの適正化のための指針を整備する
- ④ 身体拘束などの適正化のための研修を 1 年に2回以上実施する

参考文献:身体拘束廃止・防止の手引き(令和6年3月 厚生労働省)

2 適正な運営の確保について

■ 職員の確保・定着について

- 本県でも、急速な高齢化が進展する中、介護現場での人手不足が大きな課題となっています。

過去数年間の「介護労働実態調査」（公益財団法人介護労働安定センター）を見ると、本県では、直前の介護の仕事をやめた理由として、「**職場の人間関係に問題があったため**」と「**法人や施設・事業所の理念や運営のあり方に不満があったため**」が、比較的高い数値を示しています。そのため、離職防止のポイントとしては、「**将来の見込みが立つ明確なキャリアパスの提示**」や「**働きやすい職場環境づくり**」などの取組が重要であると考えられます。

- **山梨県では介護の魅力発信プロジェクト事業を実施しています。**

事業内容は下記の通りです。

- ・ **介護の魅力発信人材バンク**
- ・ **新入介護職員合同入職式及び介護アンバサダーの委嘱**
- ・ **新入介護職員研修会等について**
- ・ **山梨県介護の魅力優良職員表彰**
- ・ **KAIの国 やまなし 魅力ある介護事業所認証評価制度**

広く県民に介護の魅力とやりがいを発信し、介護への理解や関心を高め、介護人材のすそ野を広げるとともに、介護職を始めた人が長く仕事を続けられるよう、上記事業を通じて介護業界全体のレベルアップを図りながら、介護人材の確保・定着を推進しています。

詳細は山梨県ホームページをご確認ください。

- **令和6年度介護報酬改定において、処遇改善加算が一本化されました。賃金改善を推進し、職員の定着率向上に資するよう積極的な加算算定をお願いいたします。**

■ 介護事故の防止等について

- 高齢者介護施設において介護事故の発生をゼロにすることは困難ですが、予想されるリスクに対して「備える」ことは可能です。事故防止委員会や事故及びヒヤリハット等の分析により、施設等のリスク状況を把握するとともに、職員への研修等を通じ、処置・ケアの手順の遵守や各種マニュアルを再確認し、事故防止に努めてください。
- また、事故発生時には、適切な処置を実施し、入居者等の被害を最小限に抑えるとともに、「介護保険サービス提供中の事故発生に係る取扱要領」等に基づき、速やかに市町村（保険者）等関係機関等へ報告してください。
- なお、令和3年度制度改正により、介護保険施設においては、事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者の設置が義務づけられました。当該担当者が未設置の場合は、減算になりますので、ご注意ください。

参考文献：「特別養護老人ホームにおける介護事故予防ガイドライン」（平成25年3月・三菱総合研究所）

■ 勤務体制の確保等について

- 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務付けられています。経過措置は令和6年3月31日で終了していますので、ご注意ください。
- また、事業者は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化など必要な措置を講じなければならないとされました。事業者が講ずべき措置の具体的な内容としては、「職場におけるハラスメント内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること」や、「相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備」等があります。
- 加えて、介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントが発生しやすいことから、事業主が講じることが望ましい措置として、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」や「(管理職・職員向け)研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましいとされています。

【参考】厚生労働省HP 介護現場におけるハラスメント対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

2 介護サービス事業所等の指導及び監査について

介護保険における指導監査については、「介護保険施設等の指導監査について」（平成18年10月23日付老健局長通知）により、サービスの質の確保・向上を図ることを目的とする「指導」と、指定基準や報酬請求の事実内容等について挙証資料等を基に把握し、介護保険法の各規定に定められた権限を適切に行使する「監査」に区分されます。

1 指導

(1) 集団指導

適正なサービスを提供するために必要な情報伝達の間として、遵守すべき法令の内容や各種サービス提供の取り扱い、報酬請求に関する事項などの基本的な内容について周知徹底するものです。

(2) 運営指導（旧：「実地指導」）

個々の利用者に対応した「サービスの質の確保と向上」、「尊厳の保持」及び「高齢者虐待防止」とともに、適正な介護報酬の請求等について指導を行うものです。地域密着型サービス事業及び居宅介護支援事業所が対象となります。

※ 著しい運営基準違反が認められ、利用者の生命等に危険がある場合、又は報酬請求指導の際に不正が確認され、著しく悪質な請求と認められる場合には監査に変更します。

(H28 改正事項)

従前、運営指導は、あらかじめ、実施日等を文書により通知して実施していましたが、国の指導指針の改正に伴い、平成28年度から、指導対象となる事業所において、高齢者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認できないと認められる場合は、事前に通告を行うことなく、運営指導を実施します（当日の指導開始時に文書で実施を通知）。

2 監査

通報等により入手した各種情報により、指定基準違反や不正請求の事実が認められる場合、又は疑いがある場合に、事業所に対して立入検査等により監査を実施します。

※原則として、事前に通告を行うことなく、実施します（当日に通知）。

また、指定基準違反等と認める場合は、必要により勧告・命令、指定等の全部又は一部の効力停止、指定の取消等の行政上の措置を行います。

3 指導の方針

各指定権者に応じて、運営指導を原則として2～6年に1度行います。ただし、新たに指定した事業所に関しては、開設後1年以内に運営指導を行う場合もあります。

なお、高齢者虐待や身体拘束に見られるような、高齢者の尊厳が踏みにじられるようなケアが疑われる場合は、事前に通知を行うことなく、指導開始時に通知を行います。（当日に通知）

監査に関しては、介護保険法に基づき、通報等があった場合、随時実施します。

4 運営指導の流れ

- | | |
|-----------------|---------------------------------|
| ① 概ね指導実施日の1ヶ月前 | 市から対象事業所へ運営指導通知を送付 |
| ② 運営指導実施日7～10日前 | 対象事業所から市へ事前提出書類を提出 |
| ③ 運営指導実施 | |
| ④ 運営指導実施後概ね1カ月 | 対象事業所へ結果通知を送付
【指摘事項がない場合は終了】 |
| 【是正改善報告のある場合】 | |
| ⑤結果通知後1カ月以内 | 対象事業所から是正改善報告を受理 |

3 各種手続き（指定更新申請、変更届、廃止・休止届等）について

1. 指定更新申請について

平成18年4月、平成30年4月の介護保険制度の改正により、地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービスを含む）及び居宅介護支援事業の介護保険事業所指定の効力について、原則6年間の有効期間が設けられました。

このため、事業を継続するためには、原則6年ごとに指定の更新申請を行う必要があり、有効期間が満了しても更新を行わない場合は指定の効力を失うこととなります。

つきましては、有効期間の満了が近づいている地域密着型サービス事業所（地域密着型介護予防サービスを含む）及び居宅介護支援事業所は、各市で定める期間までに必要書類を揃え、更新申請の手続きをお願いします。

＜指定更新申請にあたっての留意点＞

- ・変更届出を提出していない事項があった場合は、指定更新申請前に、速やかに変更届出書を提出してください。
- ・指定更新申請書の提出後、指定更新日までに、管理者や定員の変更など変更届出が必要な事象が発生した場合は、通常時と同様に、速やかに変更届出書を提出してください。
- ・指定基準を満たしていないと、指定の更新は受けられません。特に人員基準については、注意してください。
- ・地域密着型通所介護の指定有効期間は、平成28年4月1日からではなく、地域密着型通所介護への移行以前の指定日から起算して6年となります。
- ・居宅介護支援事業の指定有効期限は、平成30年4月1日からではなく、市町村へ移行以前の指定日から起算して6年となります。
- ・他市町村から指定を受けている場合、各市町村で更新手続きが必要となりますので注意をしてください。
- ・更新を行わない場合は、廃止又は休止の届出を提出してください。
- ・必要に応じ、追加書類の提出を求める場合があります。

2. 変更届出書について

1. 次の場合に提出をしてください。

- ・事業所・施設の名称及び所在地の変更
- ・法人の名称・主たる事務所の所在地の変更
- ・代表者の氏名・住所・職名の変更
- ・登録事項証明書又は条例
- ・事業所・施設の建物の構造、専用区画の変更
- ・事業所・施設の管理者の氏名・住所の変更
- ・運営規程の変更・重要事項説明書の変更（職員数の変更のみの場合を除く。）

- ・協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関
- ・介護保険施設、病院等との連携・支援体制
- ・入所者等の定員
- ・介護支援専門員（計画作成担当者）の氏名、登録番号等の変更
- ・併設施設の状況等
- ・介護報酬加算等体制の変更
- ・その他の変更事項

※ 市町村によって異なる場合があります。

《変更届にあたっての留意点》

- ・事業所ごとに提出をしてください。
- ・変更の日から10日以内に届出をお願いいたします。
- ・変更届にかかる項目及び必要資料等については、各市で定めた一覧表を参考に、提出をしてください。

3. 廃止・休止届出書について

- 1.事業所ごとに提出をしてください。
- 2.休止・廃止の場合については、その休止又は廃止の1月前までに届出を行ってください。
※笛吹市は、休止から再開見込みのない場合は、再度休止届を受け付けています。
- 3.廃止・休止の理由と、現にサービスを受けていた利用者に対する措置を必ず記載してください。
- 4.休止届出書提出後、休止予定期間を過ぎても再開の見込みがない場合には、休止届及び廃止届を提出してください。なお、指定の有効期間を超えて休止することはできません。

4. 再開届出書について

休止していた事業所を再開した場合は、再開した日から10日以内に再開届出書の提出が必要となります。

5. 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書について

介護報酬加算体制の変更に係る届出日及び加算算定開始月については、以下のとおりです。

サービス区分	届出日	加算算定開始月
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護	届出受理日が毎月15日以前	翌月
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 居宅介護支援	届出受理日が毎月16日以降	翌々月
認知症対応型共同生活介護	届出受理日が月の初日	当該月

地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護	届出受理日が月の初日以外	翌月
--	--------------	----

(参考)

《提出期限》

届出項目	提出時期
指定更新申請	事業開始（指定更新）日の1ヵ月～14日前まで ※保険者である市に事前に確認すること
変更届	変更のあった日から10日以内 ※付表の添付必須
廃止、休止、再開届 (廃止及び休止の場合)	廃止及び休止の日の1ヵ月前まで
再開届 (再開の場合)	再開の日から10日以内

《各市ホームページ》

山梨市

(トップページ>健康>介護>介護保険事業者向け>地域密着型サービス事業所の申請・届出等について)

<https://www.city.yamanashi.yamanashi.jp/soshiki/14/1043.html>

笛吹市

(市民向けトップ>健康・福祉>介護保険>介護サービス事業者>地域密着型サービス関係)

https://www.city.fuefuki.yamanashi.jp/kenko/kaigohoken/kaigojigyosha/chiikimicc_yakuindex.html

甲州市

(トップページ>カテゴリー>くらしの早わかり検索>高齢・介護)

https://www.city.koshu.yamanashi.jp/category/hayawakari/koreisha_kaigo

4 電子申請届出システムについて

1. 電子申請届出システムの目的・背景

令和4年6月7日に閣議決定された「規制改革実施計画」では、「厚生労働省は、介護サービスに係る指定及び報酬請求(加算届出を含む)に関連する申請・届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者の選択により、厚生労働省の「電子申請届出システム」を利用して、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするための所要の法令上の措置を講ずる」計画が示され、令和7年度までにすべての地方公共団体で電子申請届出システムを利用開始することとなりました。

厚生労働省より開発している電子届出システムから、「新規指定申請」・「変更届出」・「更新申請」等がオンラインにより申請届出の受付が可能になります。

2. 電子申請届出システム上で提出可能な申請・届出の種類

- 新規指定申請（事前相談の必要あり）
- 指定更新申請
- 変更届出
- 加算届出
- 廃止・休止届出
- 再開届出
- 指定辞退届出
- その他法制度に基づく申請届出

3. 電子申請届出システムの利用開始の事前準備

○対応ブラウザ

MicrosoftEdge、Safari、Chrome（最新バージョン推奨）

○GビズID

GビズIDとは、デジタル庁が運用する法人・個人事業主向け共通認証システム。1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスとなります。

電子申請届出システムを利用には、GビズIDの登録が必要です。GビズID『デジタル庁』(<https://gbiz-id.go.jp/top/>)より、アカウントを作成してください。

○登記情報提供サービス

登記情報提供サービスとは、法務省が運用する登記所が保有する登記情報をインターネットを使用してパソコンの画面上で確認できる有料サービスです。

電子申請届出システムの受付では、新規指定申請などの際に添付書類として必要な登記事項証明書は、紙媒体での提出に代わり登記情報提供サービスで取得した電子データでの提出で受付が可能になります。 【参考】登記情報提供サービス (<https://www1.touki.or.jp/gateway.html>)

5 業務管理体制の整備について

《介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出について》

平成20年の介護保険法改正により、平成21年5月1日から、介護サービス事業者（以下「事業者」といいます。）は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられました。事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」といいます。）の数に応じ定められており、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることとされました。

1. 事業者が整備する業務管理体制

（介護保険法第115条の32・介護保険法施行規則第140条の39）

業務管理体制整備の内容			業務執行の状況の監査を定期的に実施
		業務が法令に適合することを確保するための規定（＝以下「 <u>法令遵守規程</u> 」）の整備	業務が法令に適合することを確保するための規定（＝以下「 <u>法令遵守規程</u> 」）の整備
	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者（＝以下「 <u>法令遵守責任者</u> 」）の選任	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者（＝以下「 <u>法令遵守責任者</u> 」）の選任	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者（＝以下「 <u>法令遵守責任者</u> 」）の選任
事業所等の数	1以上20未満	20以上100未満	100以上

注）事業所等の数には、介護予防及び介護予防支援事業所を含みますが、みなし事業所は除いてください。

みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション）であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所をいいます。

2. 届出書に記載すべき事項

(介護保険法施行規則第140条の40)

届出事項	対象となる介護サービス事業者
[1]事業者の ・名称又は氏名 ・主たる事務所の所在地 ・代表者の氏名、生年月日、住所、職名	全ての事業者
[2]「法令遵守責任者」の氏名、生年月日	全ての事業者
[3]「法令遵守規程」の概要 (注1)	事業所等の数が 20以上の事業者
[4]「業務執行の状況の監査」の方法の概要 (注2)	事業所等の数が 100以上の事業者

(注1)「法令遵守規程」について

法令遵守規程には、事業者の従業員に少なくとも法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。

届け出る「法令遵守規程の概要」につきましては、必ずしも改めて概要を作成する必要はなく、この規程の全体像がわかる既存のもので構いません。また、法令遵守規程全文を添付しても差し支えありません。

(注2)「業務執行の状況の監査」について

事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役(委員会設置会社にあつては監査委員会)が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって介護保険法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。

なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。また、定期的な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年1回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望まれます。

届け出る「業務執行の状況の監査の方法の概要」につきましては、事業者がこの監査に係る規程を作成している場合には、当該規程の全体像がわかるもの又は規程全文を、規程を作成していない場合には、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法がわかるものを届け出てください。

3. 業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書の届出先

(介護保険法第115条の32・介護保険法施行規則第140条の40)

※届出先は、事業所等の所在地によって決まるものであり、主たる事務所の所在地ではないので注意してください。

ア、事業所等の展開に応じた届出先行政機関

区分	届出先
①事業所等が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
②事業所等が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事
③全ての事業所等が1の都道府県の区域に所在する事業者	都道府県知事
④全ての事業所等が1の指定都市の区域に所在する事業者	指定都市の長
⑤全ての事業所等が1つの中核市の区域に所在する事業者 ※指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合は除く（届出先は都道府県）	中核市の長
⑥地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者であつて、事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長

【厚生労働省老健局の届出先】

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省老健局総務課 介護保険指導室 業務管理係

TEL 03-5253-1111（内線 3958） FAX 03-3592-1281

イ、届出先行政機関が山梨県の場合の届出先

主たる事業所の所在地	届出先窓口
韮崎市・南アルプス市・北杜市・甲斐市・中央市・昭和町	韮崎市本町4丁目2-4 中北保健福祉事務所（福祉課長寿介護担当） TEL 0551-23-3444 FAX 0551-23-3445
山梨市・笛吹市・甲州市	山梨市下井尻126-1 峡東保健福祉事務所（福祉課長寿介護担当） TEL 0553-20-2796 FAX 0553-20-2754
市川三郷町・早川町・身延町・南部町・富士川町	南巨摩郡富士川町鯉沢771-2 峡南保健福祉事務所（福祉課長寿介護担当） TEL 0556-22-8146 FAX 0556-22-8147
富士吉田市・都留市・大月市・上野原市・道志村・西桂町・忍野村・山中湖村・鳴沢村・富士河口湖町・小菅村・丹波山村	富士吉田市上吉田1-2-5 富士・東部保健福祉事務所（福祉課長寿介護担当） TEL 0555-24-9043 FAX 0555-24-9037

※届出書は、正副2部提出してください。

4. 届出に必要な様式等について

(介護保険法第115条の32・介護保険法施行規則第140条の40)

届出が必要となる事由	様式
[1] 業務管理体制の整備に関して届け出る場合 (介護保険法第115条の32第2項) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">※全ての事業者は、平成21年5月1日以降、届け出る必要が あります。</div>	第1号様式
[2] 事業所等の指定等により事業展開地域が変更し届出先区分の変更が生じた場合(介護保険法第115条の32第4項) 注) この区分の変更に関する届出は、 <u>変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方に届け出る必要があります。</u>	第1号様式
[3] 届出事項に変更があった場合 (介護保険法第115条の32第3項) <u>○ただし、以下の場合は変更の届出の必要はありません。</u> ・事業所等の数に変更が生じても、整備する業務管理体制が変更されない場合 ・法令遵守規程の字句の修正など業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合	第2号様式
事業者は、上記の届出が必要となった場合には、遅滞なく届出先の行政機関に届け出なければなりません。	

※ 届出書様式は、山梨県ホームページよりダウンロードし、提出先を変更し提出してください。

「業務管理体制の整備に関する届出システム」について(電子申請による届出)

令和5年3月28日より、届出システムが運用開始されていますので、こちらからも届出が可能です。

<https://www.laicomea.org/laicomea/>

《山梨県ホームページ》

(トップ>医療・健康・福祉>高齢者福祉>介護保険・介護サービス>介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出について)

6 防火対策の強化について

社会福祉施設等は、他の建物と比べ、体の不自由な方が利用される場合が多く、職員の数も限られている場合が多いと思います。

このような施設において、火災が発生した場合、限られた職員で、「通報」「消火」「避難」といった必要な行動を全て行わなければなりません。

万が一、皆様が働く施設で火災が発生した場合、その被害を最小限に抑えるためにも、火災が発生した場合の対応の流れを理解しておくことが重要になります。

火災発生時の対応の流れ

①火災の覚知

目視や自動火災報知設備で覚知します。



③初期消火

消火器や屋内消火栓設備で消火します。



⑤安全防護

防火戸（鉄製の扉）等を閉めます。



※②～⑤は必ずしもこの順番である必要はありませんが、②は優先してください。

②消防機関へ通報

電話や火災通報装置で通報します。



④避難誘導

入所者等を介助し避難します。



⑥消防隊へ情報提供

消防隊が到着したら、逃げ遅れの有無等を伝えます。

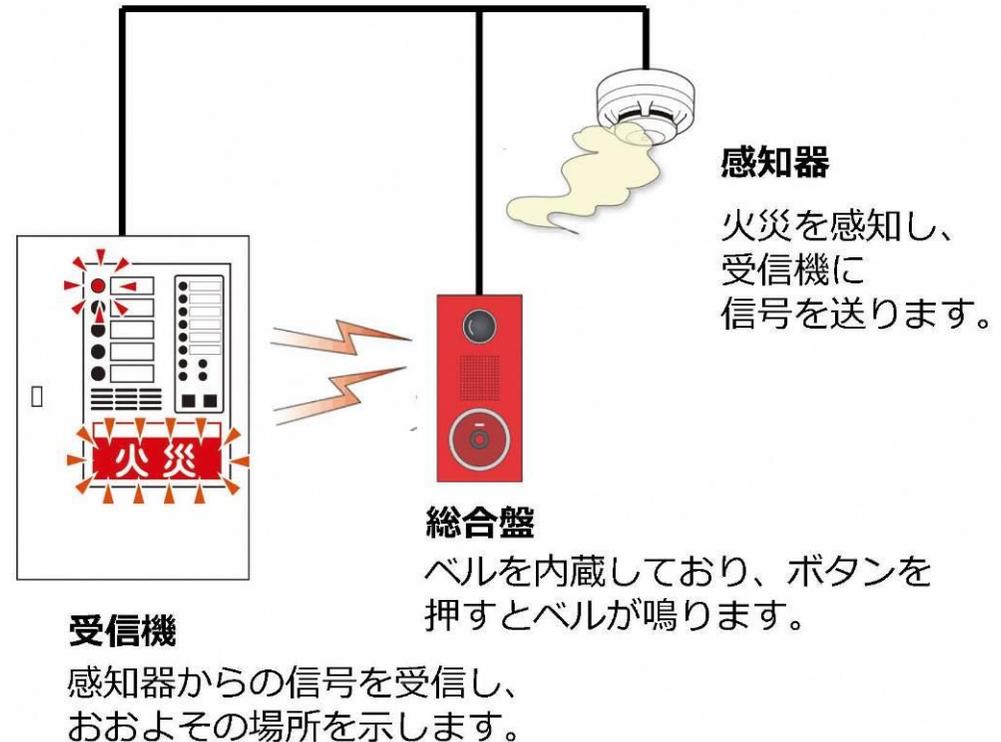


①火災の覚知

火災は「目視」か
「自動火災報知設備」等の
発報で覚知します。

自動火災報知設備とは、
火災を感知し、建物利用者に
自動で知らせる設備です。

自動火災報知設備の構成例

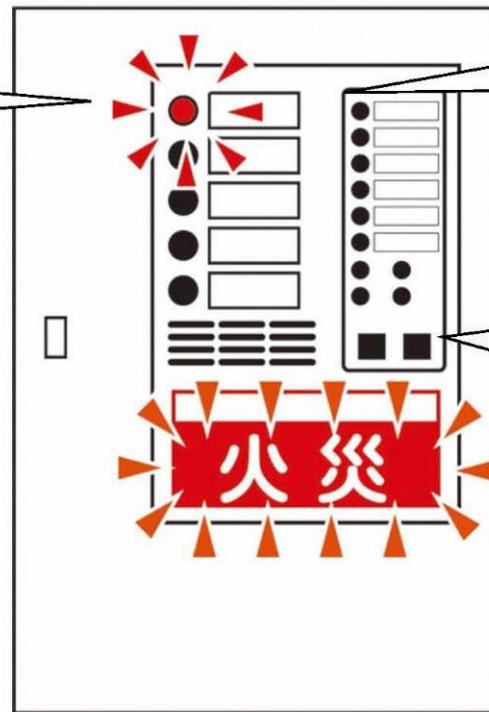


※施設の用途、規模によっては、自動火災報知設備の設置義務がないため、設置されていない場合があります。
また、自動火災報知設備ではなく、「住宅用火災警報器」が設置されている場合もあります。

①火災の覚知（受信機の確認方法）

(1)赤いランプが点滅していることを確認します。

(3)受信機付近にある「警戒区域一覧表」を確認し、詳細な位置を確認します。



(2)ランプの横に感知した場所が記載してあるので、確認します。
(例：1階西側階段など)

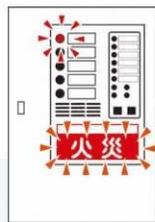
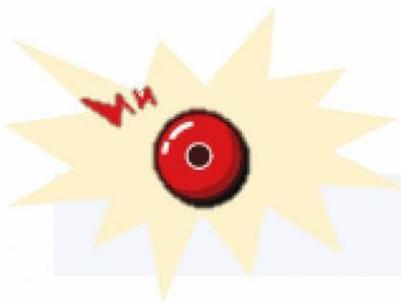
復旧

※注意

すぐに復旧ボタンを押してはいけません！！
復旧ボタンは、いわゆるリセットボタンです。
押してしまうと、どの感知器が感知したかがわからなくなってしまいます。
音がうるさくても、現場確認が終わるまでは、押さないでください。

①火災の覚知（自動火災報知設備による覚知）

(1)感知器が感知すると、ベルが鳴動します。
感知器は種類によって感知方法が異なり、
主に煙や熱を感知します。



(2)受信機を確認します。
受信機で感知した場所を
確認します。



(3)受信機で確認した場所に向かいます。
すぐに次の行動に移れるよう、消火器や
携帯電話を持っていきましょう。



(4)現場を確認します。
火災の事実がない場合は、どの感知器が
感知したかを確認し、原因を探ります。

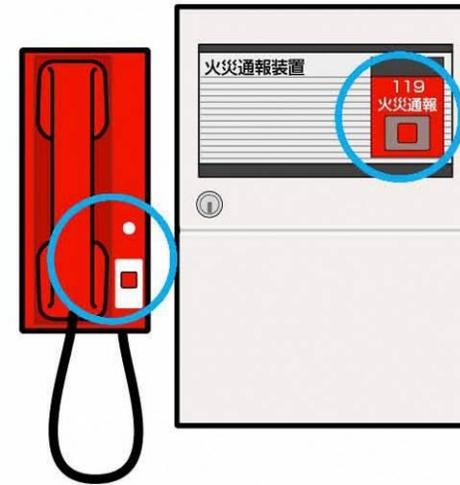
※受信機の場所がわからないと、感知場所がわかりません。 職員全員で受信機の位置を把握しておきましょう。

②通報

通報は「電話」か「火災通報装置」で行います。

火災通報装置とは、ボタンを押す、又は自動火災報知設備が感知することにより、あらかじめ登録した音声データを119番通報として消防機関へ送る設備です。

自動通報する内容は「施設名」、「住所」、「電話番号」等です。



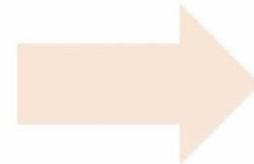
どちらかのボタンを押すと自動的に消防機関へ119番通報をします。

※施設の用途、規模によっては設置されていない場合があります。

②通報（電話による通報）

(1)電話で通報するパターン

住所 ……
名称 ……
電話 ……
etc



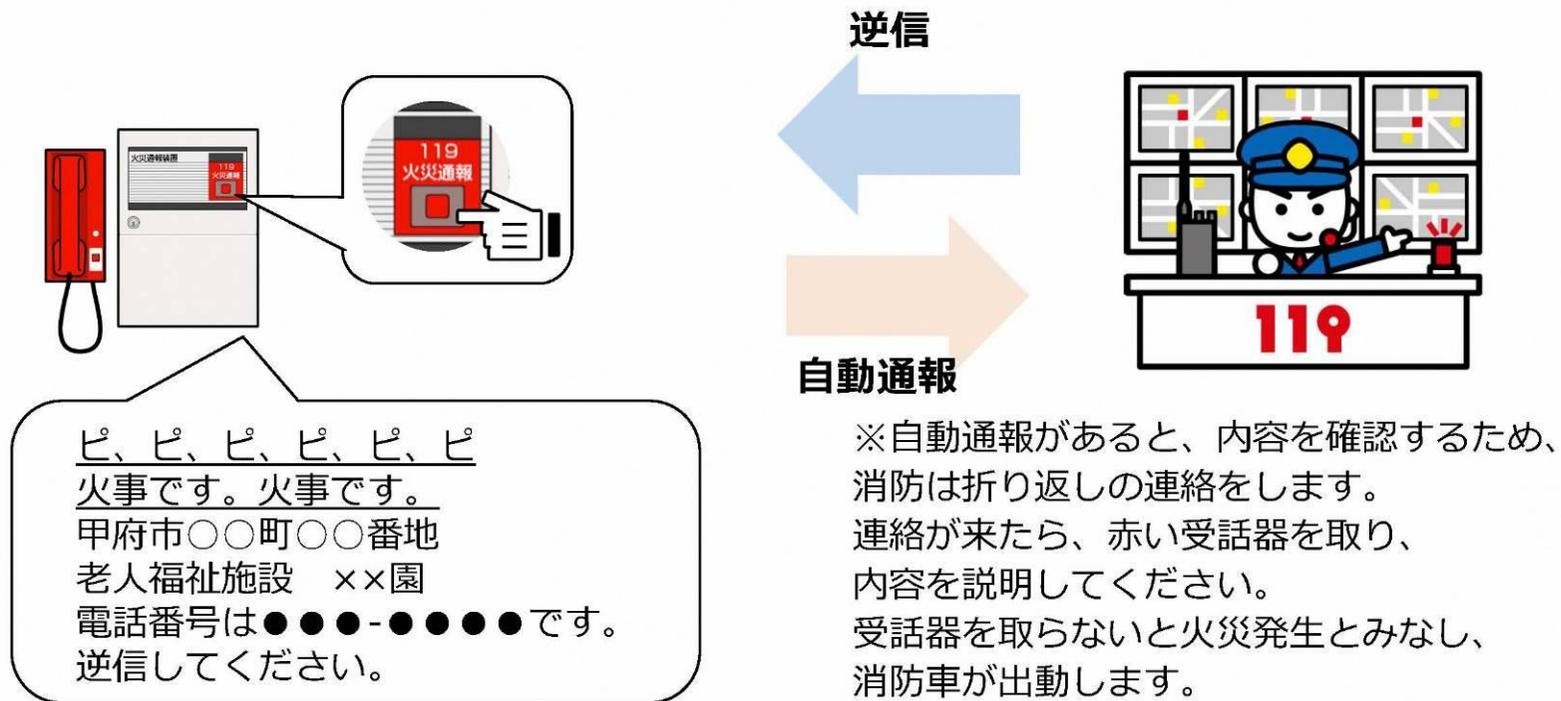
通報

火事です。
甲府市〇〇町〇〇番地にある
老人福祉施設 ××園です。
1階厨房から火が出ています。
消防車をお願いします。

※火災発生時は、気が動転してしまい、
ほとんどの方がうまく通報できません。
災害発生時に備え、あらかじめ必要な情報を、
電話の付近にまとめておきましょう。

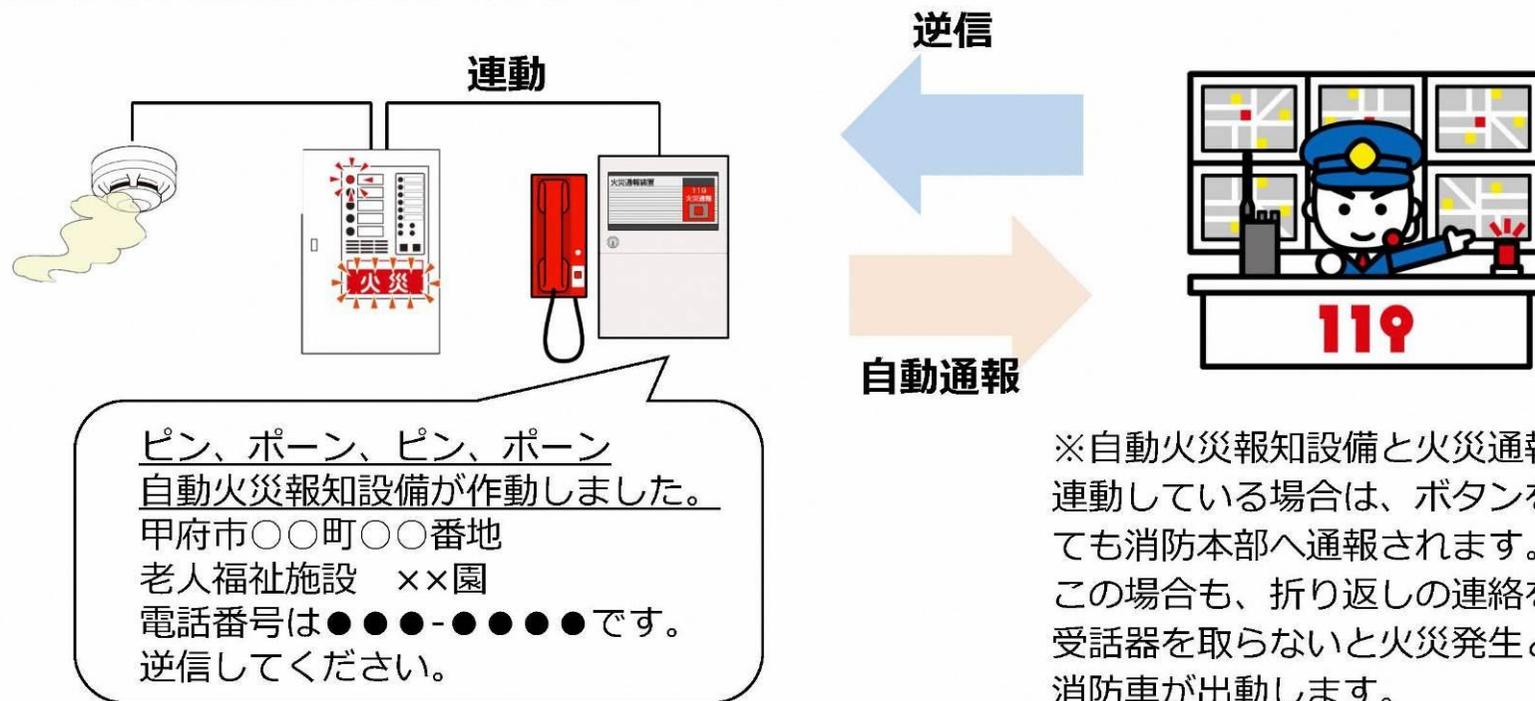
②通報（火災通報装置のボタンによる通報）

(2)火災通報装置のボタンを押して通報するパターン



②通報（自動火災報知設備の感知による通報）

(3)自動火災報知設備が感知して通報するパターン



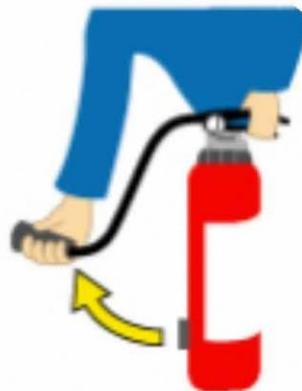
③初期消火

初期消火は消火器が有効です。

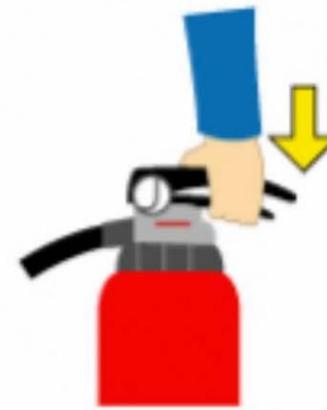
職員全員が位置を把握し、取り扱えるよう訓練をしましょう。



(1)安全ピンを抜く



(2)ホースを外して
火元に向ける



(3)レバーを握る

④避難誘導

火災発生時はいち早く「屋外」へ避難します。

総務省消防庁では、自力で避難することが
困難な者が利用する施設において、
すぐに屋外へ避難できない場合は、
「一時退避場所」への水平避難を推奨しています。

※水平避難が有効となる施設には条件があります。詳しくはマニュアルをご覧ください。

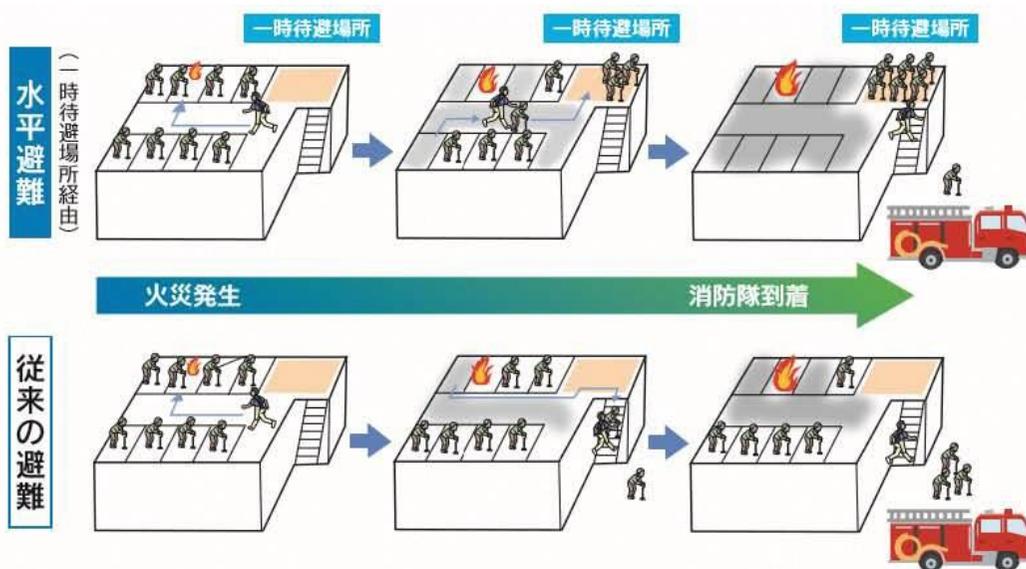
出典：自力避難困難な者が利用する施設における一時退避場所への水平避難訓練マニュアル

URL：<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/items/manual.pdf>



④避難誘導（水平避難）

水平避難とは、小規模な社会福祉施設等において、火災が発生した場合、限られた人員や時間の中で、円滑に避難誘導等を行うための方法です。



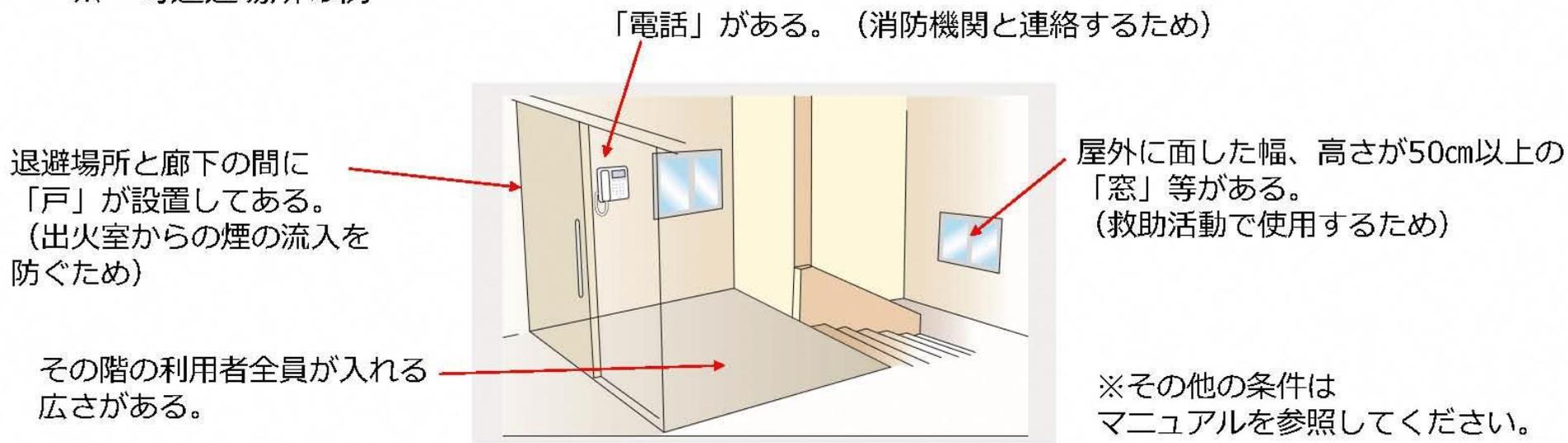
全ての入所者を一旦「一時退避場所」へ避難させることで、限られた職員でも短時間で効率よく避難させることができます。

入所者1人を都度屋外まで避難させるため、限られた職員では時間がかかり、逃げ遅れがでる危険があります。

④避難誘導（一時退避場所）

一時退避場所は、避難させやすく、
一定時間安全である場所に設定します。

※一時退避場所の例



⑤安全防護

防火設備（防火戸）がある場合は、可能な限り閉めます。

防火設備を閉めれば、火災による、「熱」や「煙」を一定時間抑えることができます。



※施設によっては、自動火災報知設備と連動し、自動で閉鎖します。

⑥消防隊への情報提供

消防隊が到着したら、情報提供を行ってください。

- ・ 出火状況
- ・ 逃げ遅れ者の情報 等

例 ○人残っている。
○号室に住んでいる。
逃げ遅れ者は歩行困難である。



消防隊は建物に不案内です。余裕があれば、入り口で誘導してください。

火災発生時、冷静な行動が求められますが、何も備えていない状態で冷静な行動はできません。

冷静な行動をするためには、常に火災に備えておく必要があります。

もし自分の施設で火災が発生したら？という意識を日常的に持ち、火災発生時の流れをイメージしてください。

そのイメージを定期的に訓練という形で行動し、反復し、共有することで、いざという時に冷静な行動ができるのです。

皆様の施設の安全は、皆様の日々の備えにかかっています。

お知らせ

NTTが提供する固定電話サービスがIP網（IP電話）に移行することに伴い、

119番通報を受ける消防本部の指令台の改修が必要となります。指令台の改修を行うと、次の条件全てを満たす火災通報装置に不具合が出ることを確認されています。

条件

- ①ナンバーディスプレイ、モデムダイヤルイン契約、プッシュボタン契約をしている。
- ②①の電話回線と火災通報装置が同一回線である。
- ③火災通報装置が特定の型式に該当している。



対応策

- ①ナンバーディスプレイ等の契約をやめる。
- ②①の電話回線と火災通報装置の回線を分ける。
- ③火災通報装置をIP網に対応したものに
取り換える。

当消防本部でも指令台の改修を予定しております。（時期は未定）

ご不明な点がございましたら、甲府地区消防本部予防課までお問い合わせください。

7 災害時及び災害予防対策について

【介護保険施設等における防災対策の強化について】

- 1 平成28年8月31日、岩手県内のグループホームにおいて、台風第10号に伴う暴風や豪雨による災害発生により、多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害がありました。
- 2 この被害の一因として、施設側が市町村から発令される避難準備情報の意味を正しく理解していなかったことや、水害に対処するための具体的な計画を策定していなかったことなどが指摘されています。
- 3 厚生労働省は都道府県や市町村に対して、高齢者福祉施設を含む各社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定状況等における指導、助言を行うよう求めています。
- 4 施設で策定が求められている非常災害対策計画は、火災だけでなく、水害、土砂災害、地震等にも対処するための計画であることが必要です。※平成25年4月1日に施行された介護保険サービス事業や高齢者福祉施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例において、従来の国の基準に加えて、本県独自の非常災害対策に関する基準を設けております。
- 5 事業者の皆様には「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引について（通知）」（平成29年4月7日付け健長第101号）を参照の上、非常災害対策計画の点検、見直し又は策定を行うことにより、非常災害への備えを強化してください。

【要配慮者利用施設（介護保険施設等の高齢者施設）における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の促進について】

- 1 市町村地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、水防法等の一部を改正する法律（平成29年5月19日法律第19号・同年6月19日施行）により改正された水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、避難確保計画の作成、訓練の実施が義務付けられました。
- 2 また、介護保険施設等においては、介護保険法等の法令や関連する通知により、水害・土砂災害を含む地域の実情に応じた非常災害対策計画の策定や避難訓練の実施が義務付けられています。
- 3 なお、避難確保計画は、非常災害対策計画に必要事項を追記することで作成することが可能ですが、作成後に市町村への提出が必要とされています。

【業務継続計画（BCP）の策定等について】

- 1 令和3年度制度改正により、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定することが義務づけられました。
- 2 施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を定期的実施しなければなりません。
- 3 また、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画を変更することが求められます。

※経過措置期間は令和6年3月31日で終了。

老人福祉施設、介護保険施設等の基準等を定める条例に係る県独自の基準について
(非常災害対策部分)

1 非常災害対策について（各施設等共通の基準）

(1) 概要

本県においては、東海地震や富士山噴火等の大規模災害の発生が想定されるため、非常災害への備えを強化する必要があります。本県の地域特性等から山梨県地域防災計画においては、多様な災害への対策が定められており、この内容を反映する形で、従来の国の基準に加えて独自基準を設けることとしました。

(2) 従来の国の基準について

従来の国の基準（基準省令）の内容は次のとおりです。

- ア 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知すること。
- イ 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行うこと。
- ウ 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこと
(令和3年度制度改正で追加)。

(3) 条例で新たに追加する独自の基準について

- ① 非常災害に関する具体的計画は、火災・風水害など一般災害の他、地震災害、火山災害など、施設（事業所）ごとに発生することが予想される非常災害の種類に応じた具体的計画を立てるべきことを明確にした。（義務規定）

(趣旨等)

- ・ 本県においては、東海地震や富士山噴火等の多様な災害の発生が想定されることから、施設（事業所）ごとに発生することが予想される非常災害の種類に応じた具体的な計画を定めることにより、非常災害への備えの強化を図るもの。
なお、この規定は、基準省令に定められている「非常災害に関する具体的計画」の指す内容について、条文において明確にしたもの。
- ・ 山地災害危険地（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区）、浸水想定区域、土砂災害警戒区域、火山災害による被害想定地域など、あらかじめ危険が想定されている地域については、災害に関する情報の伝達方法や避難すべき地域、判断基準等を市町村がそれぞれの市町村地域防災計画、ハザードマップなどに定めていますので、「予想される非常災害の種類」及び「具体的な計画」の見直しに際し、ご確認ください。
- ・ この計画は、災害の種類ごとの対応が適切に定められていれば、必ずしもその種類ごとに策定する必要はありません。

- ② 避難、救出その他必要な措置に関する訓練については、非常災害時に、消防機関のほか、近隣住民、地域の消防団、連携関係にある施設などの関係機関の協力が得られるよう、訓練実施の際に関係機関との連携に努める旨の規定を加えた。（努力義務）

(趣旨等)

非常災害時には、施設（事業所）の従業員のみでは十分な対応ができない事態も想定されることから、避難、救出その他必要な措置に関する訓練について、消防機関のほか、近隣住民及び地

域の消防団、ボランティア組織、連携関係にある施設等の関係機関と連携して実施することにより、非常災害時に円滑な協力が得られる体制づくりを求めることとしたもの（上記1（2）ウと同趣旨だが、令和3年度制度改正前から条例で独自に規定）。

③ 非常災害時に備え、飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検に努める旨の規定を設けた。（努力義務）

（趣旨等）

- ・ 大規模災害の発生時においては、水道、電気等の供給停止や交通インフラの寸断などによる物資の遅配が想定されることから、入所者（利用者）及び従業者が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うことにより、非常災害への備えの強化を図るものです。
- ・ 飲料水及び食糧は、山梨県地域防災計画において必要とされている備蓄量を踏まえ、3日分程度の備蓄に努めるものとします。また、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の例としては、衛生用品（おむつ等）、医薬品、毛布、シート類、簡易トイレ、照明器具、熱源（調理用等）、発電機等が挙げられます。
- ・ 通所による利用者に対する備えについては、当該事業所における利用者の状況、居宅の場所等を勘案し、帰宅が困難となる者を想定して行うものとします。

（4）各条例における非常災害対策についての条例の該当条文

健康長寿推進課所管の条例における非常災害対策についての該当条文は、次のとおりです。

条例名	該当条文
山梨県軽費老人ホームに関する基準を定める条例	第8条
山梨県養護老人ホームに関する基準を定める条例	第8条
山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例	第8条、第42条、第48条、第52条
山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例	第104条、第115条、第123条、第142条、第159条、第171条、第181条、第196条、第217条、第234条
山梨県指定介護老人福祉施設に関する基準等を定める条例	第31条、第54条
山梨県介護老人保健施設に関する基準を定める条例	第32条、第56条
山梨県指定介護医療院に関する基準を定める条例	第33条、第57条

健長 第101号
平成29年4月7日

各高齢者福祉施設・事業所管理者 殿

山梨県福祉保健部健康長寿推進課長
(公 印 省 略)

社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引について（通知）

このことについては、厚生労働省から都道府県に対して、社会福祉施設等における非常災害に関する具体的な計画（以下「非常災害対策計画」という。）では、火災だけでなく、水害、土砂災害、地震等にも対処できるものとするよう指導、助言することを求められました。

このため、県内の各社会福祉施設等において、速やかに非常災害対策計画の点検、見直し又は策定が実施されるよう、別添のとおり手引を取りまとめました。

つきましては、本件趣旨を御理解いただき、水害、土砂災害の発生リスクが高まる出水期に入る本年6月までに非常災害対策計画の整備をお願いします。

介護サービス振興担当 課長補佐 佐原
介護基盤整備担当 課長補佐 花形

電話 055(223)1455

社会福祉施設等における
非常災害対策計画の策定の手引

平成29年3月
山梨県福祉保健部

はじめに

平成28年8月31日、岩手県内の認知症高齢者グループホームにおいて、台風第10号に伴う暴風及び豪雨による災害発生により多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害が発生しました。

この被害の一因として、施設側が市町村から発令される避難準備情報の意味を正しく理解していなかったことや、水害に対処するための具体的な計画を策定していなかったことなどが指摘されています。

こうしたことを受けて、厚生労働省は、平成28年9月9日付けで次の通知が発出し、水害や土砂災害に関する非常災害対策計画で特に留意すべき事項を示すとともに、都道府県や市町村に対して、各社会福祉施設等（以下「施設」という。）における非常災害対策計画の策定状況等に関する指導・助言を行うよう求めています。

- 1 介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（老総発0909第1号、老高発0909第1号、老振発0909第1号、老老発0909第1号 厚生労働省老健局総務課長、高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長連名通知）
- 2 障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（障障発0909第1号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）
- 3 児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（雇児総発0909第2号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）
- 4 救護施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（社援保発0909第1号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

また、内閣府及び消防庁からは、同年12月26日付けで災害時に市町村が発令する「避難準備情報」の名称を「避難準備・高齢者等避難開始」に変更し、全国の市町村に新名称を使うよう通知が発出されております。

このように施設での策定が求められている非常災害に関する具体的な計画（以下「非常災害対策計画」という。（※））は、火災だけでなく、水害、土砂災害、地震等にも対処するための計画であることが必要であります。

この手引では、厚生労働省通知や他県の災害対応マニュアルなどを参考に、非常災害対策計画に最低限盛り込む項目とその内容についてポイントを取りまとめました。

今後、施設においては、この手引などを参考に、速やかに非常災害対策計画の策定や見直しを進めていただくようお願いします。

（※）この手引では、厚生労働省の通知に合わせて「非常災害対策計画」と表現します。

目 次

1 対象となる社会福祉施設等	3
2 非常災害対策計画の策定に当たっての留意点	
(1) 非常災害対策計画とは	4
(2) 想定する災害	4
(3) 計画の目的	4
(4) 内容の簡素化、明確化	4
(5) 意見の集約	4
(6) 利用者の心身等の状況の把握	4
(7) 避難訓練の実施と計画の不断の見直し	4
(8) 地域の関係者との連携・協力	5
3 非常災害対策計画に最低限盛り込む項目	
(1) 施設の立地条件	5
(2) 災害に関する情報の入手方法	6
(3) 災害時の連絡先と通信手段の確認	8
(4) 避難を開始する時期と判断基準	9
(5) 避難場所	9
(6) 避難経路	9
(7) 避難方法	9
(8) 災害時の人員体制、指揮系統	10
(9) 関係機関との連携体制	11
(10) 食料、防災資機材等の備蓄	11
4 非常災害対策計画の策定チェックシート	12
【参考1】非常災害対策計画の策定例	13
【参考2】避難訓練の実施例	20
【参考3】災害に関する基礎知識	
1 風の強さと吹き方	21
2 雨の強さと降り方	22
3 台風の大きさと強さ	22
4 災害に関する情報	23
【参考4】その他参考となる資料	28
【参考5】市町村の防災担当課一覧	29

1 対象となる社会福祉施設等

この手引の対象となる施設は、下表の施設のうち県所管の施設です。

市町村所管の施設については、この手引は参考としていただき、市町村からの指導等に従ってください。

(1) 介護保険施設等

1	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	10	短期入所生活介護
2	介護老人保健施設	11	短期入所療養介護
3	介護療養型医療施設	12	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
4	養護老人ホーム	13	地域密着型特定施設入居者生活介護
5	軽費老人ホーム	14	地域密着型通所介護
6	有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む。）	15	認知症対応型通所介護
7	特定施設入居者生活介護	16	小規模多機能型居宅介護
8	通所介護	17	認知症対応型共同生活介護
9	通所リハビリテーション	18	看護小規模多機能型居宅介護

(2) 障害者支援施設等

1	障害者支援施設	8	共同生活援助事業所
2	療養介護事業所	9	障害児入所施設
3	生活介護事業所	10	児童発達支援事業所
4	短期入所事業所	11	医療型児童発達支援事業所
5	自立訓練事業所	12	放課後等デイサービス事業所
6	就労移行支援事業所	13	児童発達支援センター
7	就労継続支援事業所		

(3) 児童福祉施設等

1	助産施設	10	家庭的保育事業所
2	乳児院	11	小規模保育事業所
3	母子生活支援施設	12	事業所内保育事業所
4	保育所	13	児童相談所一時保護施設
5	幼保連携型認定こども園	14	婦人相談所一時保護施設
6	児童厚生施設（児童館・児童センター）	15	認可外保育施設
7	児童養護施設	16	自立援助ホーム
8	情緒障害児短期治療施設	17	婦人保護施設
9	児童自立支援施設	18	放課後児童クラブ

(4) 救護施設

1	救護施設		
---	------	--	--

2 非常災害対策計画の策定に当たっての留意点

(1) 非常災害対策計画とは

非常災害対策計画は、災害発生時における職員の役割分担や基本行動等について、あらかじめ定めておくものです。

実際に災害が発生した場合に必要な対応が迅速かつ円滑にとれるよう、職員がその内容を十分に理解していなければなりません。

なお、福祉避難所の指定を受けている施設については、福祉避難所として果たす役割にも留意してください。

(2) 想定する災害

災害には、風水害、土砂災害、地震、火山噴火等の自然災害や、火災、ガス爆発等の人為災害など様々なものがあります。

非常災害対策計画は、施設が立地する地域の環境等を踏まえ、様々な災害を想定した上で、これらの対策について定めてください。

なお、必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はありません。

(3) 計画の目的

非常災害対策計画を策定する目的は、第一に人命を守ることにあります。

計画の策定に当たっては、人命を守ることを最優先とした職員の適切な行動に役立つものとなるようにしてください。

(4) 内容の簡潔化、明確化

非常災害対策計画は、計画の目的や行動の方針を明確にし、簡潔、明瞭な文章としてください。

緊急時に使用することから、箇条書きにする、図表を用いる等の工夫をし、シンプルかつ具体的なものとしてください。

(5) 意見の集約

非常災害対策計画を実効性の高いものとするためには、様々な視点から災害に対する対策を立てる必要があります。

このため、計画の策定に当たっては、多くの職種、部門の職員から意見を聴取するようにしてください。

(6) 利用者の心身等の状況の把握

施設においては、利用者のADLや認知症の程度、障害種別や障害特性等に応じた支援に必要な配慮や心身の状況等を把握するとともに、その状況に合わせた適切な情報の伝達方法や避難方法等を定めてください。

(7) 避難訓練の実施と計画の不断の見直し

非常災害対策計画は、災害時に実際に機能することが重要です。

避難訓練の結果や他の地域での災害時の状況を踏まえて、常に点検や見直しを行い、最適なものとしてください。

(8) 地域の関係者との連携・協力

非常災害対策計画の策定に際しては、地域の関係者と課題や対応策を共有しておくようにしてください。

特に、介護保険の地域密着型サービスについては、運営推進会議等において関係者と意見交換等を行い、課題や対応策を共有してください。

3 非常災害対策計画に最低限盛り込む項目

(1) 施設の立地条件

市町村が作成しているハザードマップや地域防災計画等を確認し、施設の立地場所の地盤や地形、河川との距離等の立地条件を記載してください。

また、関係機関のホームページ等を確認し、施設の立地場所が次のような災害危険区域等に該当しているかどうかを記載してください。

該当している場合には、予測される災害の危険性を記載してください。

・浸水想定区域

※ 平成25年7月に施行された改正水防法により、浸水想定区域内にある社会福祉施設は、洪水時における避難確保計画の作成、避難訓練の実施、自衛水防組織の設置が努力義務化されています。

・土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

※ 県管理河川の洪水浸水想定区域

山梨県総合河川情報システム

<http://www3.pref.yamanashi.jp/yamanashiweb/>

《メニュー》 雨量・水位情報、洪水予報、ダム情報、土砂災害警戒情報システム、浸水想定区域図(市町村ハザードマップ)、災害に対して日頃の心構え、用語集

《関連リンク》 山梨県 HP、治水課 HP、砂防課 HP、やまなし防災ポータル、山梨県道路交通規制情報、国土交通省 川の防災情報、富士川水系情報提供システム、気象庁 台風情報 等

※ 国管理河川の洪水浸水想定区域 (甲府河川国道事務所ホームページ)

<http://www.ktr.mlit.go.jp/koufu>

※ 富士川の浸水リスク情報 (洪水氾濫シミュレーション)

国土交通省「富士川水系情報提供システム」

<http://kofu-river-bosai.ktr.mlitgo.jp/>

※ 土砂災害警戒区域等

山梨県土砂災害警戒区域等マップ

<http://www.sabomap.jp/yamanashi/>

※ 山梨県山地災害危険地区位置情報

県内の山地災害危険地 (山腹崩壊危険地、崩壊土砂流出危険地、地すべり危険地) の位置情報

<http://www.pref.yamanashi.jp/kikenchi/>

- ※ 市町村ホームページ（防災関係サイト）
洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、火山防災マップ
- ※ 国土交通省ハザードマップポータルサイト
<http://disaportal.gsi.go.jp/index.html>
- ※ 内閣府防災情報のページ
富士山火山防災マップ
http://www.bousai.go.jp/kazan/fujisan-kyougikai/fuji_map/index.html

（２）災害に関する情報の入手方法

ア 市町村から発令される避難情報の入手方法

市町村から発令される避難情報には、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」の3つがあります。

市町村がこれらの避難情報を住民に伝達する主な手段は次のとおりです。

- ① テレビ、ラジオ放送
- ② 市町村防災行政無線（同報系）（屋外拡声器、戸別受信機）
- ③ I P 告知システム
- ④ 緊急速報メール
- ⑤ ツイッター等のSNS
- ⑥ 広報車、消防団による広報
- ⑦ 電話、F A X、登録制メール
- ⑧ 消防団、警察、自主防災組織、近隣住民等による直接的な声掛け

施設は、避難情報の入手方法について、停電等の場合も含め、あらかじめ市町村に確認し、非常災害対策計画に記載してください。

なお、停電時における通信手段の確保のため、水害や土砂災害の影響を受けない位置に非常用電源を備えておくことを推奨します。

これらの避難情報が発令された際に取りるべき避難行動は次のとおりです。

避難情報の種類	対応
基本事項 避難準備・高齢者等 避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間に大雨が予想される場合は、暗くなる前に避難する。 ・<u>（災害時）要配慮者は、立ち退き避難する。</u> ・立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、心配な場合は、自発的に指定緊急避難場所への避難を開始することが望ましい（避難準備・高齢者等避難開始の段階から主要な指定緊急避難場所が開設され始める）。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した開設済みの指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難する</u> （ただし、土砂災害や水位周知河川、小河川・下水道等（避難勧告発令の対象とした場合）による浸水については、突発性が高く精確な

	<p>事前予測が困難であるため、指定緊急避難場所の開設を終える前に、避難勧告が発令される場合があることに留意が必要である)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小河川・下水道等（避難勧告発令の対象とした場合）による浸水については、危険な区域が地下空間や局所的に低い土地に限定されるため、地下空間にいる場合は安全な区域に速やかに移動する。 ・指定緊急避難場所への<u>立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねない</u>と自ら判断する場合には、<u>「緊急的な待避場所」(近隣のより安全な場所、より安全な建物等)への避難</u>や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、<u>「屋内での安全確保措置」(屋内のより安全な場所への移動)</u>をとる。
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の準備や判断の遅れ等により、立ち退き避難を躊躇していた場合は、<u>直ちに立ち退き避難する。</u> ・指定緊急避難場所への<u>立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねない</u>と自ら判断する場合には、<u>近隣のより安全な建物等への避難</u>や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、<u>屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置</u>をとる。

※ 二重下線は、社会福祉施設等が特に留意すべき部分です。

イ 災害に関する情報の入手方法

気象庁、県及び国土交通省河川管理事務所等から、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、指定河川水位到達情報、記録的短時間大雨情報などの災害に関する情報が発表されます。

これらの情報の入手方法について、停電等の場合も含め確認し、非常災害対策計画に記載してください。

【参考】メール、ホームページ、テレビ等を通じて入手できる防災情報

- 山梨県災害情報メール（携帯電話、スマートフォンへ配信）
登録メールアドレス entry@sabo-mail.pref.yamanashi
登録者に気象警報注意報、地震情報、土砂災害警戒情報などを配信します。
- やまなし防災ポータル（山梨県 HP）
平成 29 年 3 月まで <http://bosai.pref.yamanashi.jp/>
平成 29 年 4 月から <http://yamanashi.secure.force.com/>
災害緊急情報、防災トピックスなどを掲載しています。
- 山梨県総合河川情報システム
<http://www3.pref.yamanashi.jp/yamanashiweb/>
県が管理する河川の水位や雨量等の情報を掲載しています。
- 国土交通省「川の防災情報」
<http://www.river.go.jp/>
全国の雨量や水位等の情報を掲載しています。
- 国土交通省「富士川水系情報提供システム」
<http://kofu-river-bosai.ktr.mlit.go.jp/>
国が管理する河川（富士川・笛吹川等）の水位情報、ライブカメラ情報、浸水リスク情報等を掲載しています。

- **山梨県土砂災害警戒情報システム**
<http://www3.pref.yamanashi.jp/dosya/>
 県内の土砂災害の危険度の現状と予測をメッシュ情報で掲載しています。
- **山梨県防災 twitter (山梨県 HP)**
<http://twitter.com/bosaiyamanashi>
 山梨県内の防災関連情報を掲載しています。
- **気象庁ホームページ**
<http://www.jma.go.jp>
 警報・注意報、台風情報、解析雨量、高解像度降雨ナウキャスト、地震、火山など、気象庁が発表している防災気象情報を掲載しています。
- **国土交通省防災情報提供センター**
<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>
 警報・注意報、気象情報、河川情報、XRAIN (リアルタイムレーダ雨量) 等を掲載しています。
- **山梨県道路規制情報**
<http://www.pref.yamanashi.jp/dourokisei/>
 県内の国道、県道の規制情報を掲載しています。
- **JARTIC 日本道路交通情報センター**
<http://www.jartic.or.jp/>
 広域的な道路情報を掲載しています。
- **テレビ (CATVデータ放送を含む)**
 ニュースや天気予報番組だけでなく、データ放送では、気象情報や防災情報について常時放送しています。

(3) 災害時の連絡先と通信手段の確認

災害発生時には、職員間及び外部との連絡が重要となります。

特に、入所施設については、勤務時間外に災害が発生した場合、速やかに職員を招集しなければなりません。

職員間の連絡や職員の招集が速やかに行えるよう、夜間等職員が少ない時間に対応できる連絡体制を整備してください。

また、電話、メール等の通常の連絡手段が通じない場合に備えて、災害用伝言ダイヤル(171)や携帯電話の「災害用伝言板」の利用など、緊急時の連絡方法を事前に定めておいてください。

ア 職員間や関係者との連絡体制の整備

災害に備えて、職員間の緊急連絡網や緊急連絡先一覧を作成し、各職員が携帯するほか、個人情報管理に留意し同時に被災しないと考えられる数箇所に保管してください。

また、県や市町村の防災担当課、施設担当課と連絡が取れるよう、関係防災情報一覧表を作成し、関係機関との連絡体制を整備し、速やかに連絡が取れるよう、施設内の分かりやすい場所への掲示を検討してください。

【関係機関等の例】

消防署、警察署、市町村・県担当課、ライフライン、自治会、自主防災組織、協力医療機関、嘱託医、協力福祉施設、給食業者、設備の管理委託業者等

イ 利用者の家族との連絡体制の確立

利用者の家族との連絡体制を確立するとともに、利用者の引き取り等の方法をあらかじめ家族との間で協議し、引き取り等に関する情報を台帳として整備してください。

(4) 避難を開始する時期と判断基準

市町村から発令された避難情報等を基に、施設の利用者の避難を開始する時期及び判断基準を記載してください。

社会福祉施設等では、自力避難が困難な方も多く利用されており、避難に時間を要することから、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されたら、避難を開始してください。

「避難準備・高齢者等避難開始」等が発令されていなくても、突発的な災害の場合、市町村長からの避難勧告等が間に合わないこともあるため、身の危険を感じる場合は避難を開始してください。

避難行動の原則については、内閣府（防災担当）作成の「避難勧告等に関するガイドライン（平成29年1月）」を参照してください。

(<http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/index.html>)

(5) 避難場所

災害の種類や規模、災害時の状況に応じ、建物内の構造や収容人数、立地条件等についても考慮した上で、あらかじめ避難場所を複数選定してください。

避難場所等の選定に当たっては、市町村が指定した避難場所を確認してください。

災害時の避難場所については、利用者の家族等にも周知してください。

土砂災害や浸水害の危険のある場合で、あらかじめ決めておいた避難場所への移動が危険と判断されるような場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動したり、それさえ危険な場合には、緊急に2階以上の少しでも安全な場所へ退避（垂直避難）するなど、災害が切迫した状況での避難場所も盛り込んでください。

このほか、送迎時や施設の外での活動時に被災した際の避難場所等についても検討し、記述してください。

(6) 避難経路

火災、道路の破損、河川の氾濫、橋の崩落や地震で倒壊してくる可能性がある家屋やブロック塀なども把握し、不測の事態に備え、所定の避難場所までの複数の避難経路を設定してください。

避難場所までの徒歩・車両による所要時間・距離等を把握し、記述してください。

避難誘導を安全に行えるように、避難経路上の危険箇所（土砂災害）についても把握し、記述してください。

迅速な避難誘導を可能とするため、避難場所までの避難経路図や建物内の避難経路図を作成し、職員や利用者に周知徹底を図ってください。

建物内の避難経路図には、消火器などの設備も記載してください。

このほか、送迎時や施設の外での活動時に被災した際の避難経路についても検討し、記述してください。

(7) 避難方法

利用者の状態ごとに、ゼッケン等で色分けをし、それぞれの避難方法（自動車・徒歩・車椅子・ストレッチャー等）を定めてください。

徒歩での避難が困難な利用者及び人数を把握し、車両を確保する必要があります。

この場合、施設車両、職員車両のほか、近隣地域住民や消防等の応援を得られるようにしておくことも良いでしょう。

(8) 災害時の人員体制、指揮系統

ア 災害時の参集方法

災害時の職員参集基準を定めるとともに、個々の職員について参集方法、参集に要する時間等を把握してください。

電話やメールによる参集連絡文案を定め、定型文にして連絡の迅速化を図ってください。

※連絡文案の例

例1	〇〇です。 今△△にいます。 あと▽▽分で到着します。	例2	〇〇です。 ■■のため参集できません。 ××にて待機します。
----	-----------------------------------	----	--------------------------------------

非常時には、参集できる・できないにかかわらず、必ず連絡することをルール化してください。入所施設では、夜間の職員の配置が少なくなるため、勤務していない職員の参集を徹底するとともに、自治会や地元の自主防災組織、近隣のボランティアの協力等についても具体的に検討、調整し、盛り込むようしてください。

イ 役割分担

災害時には迅速な対応が必要であることから、施設の規模や形態、利用者の心身の状況に応じた職員の役割分担を事前に定めておくことが重要です。

また、災害発生時における班別、職員別の役割分担を明確にし、可能な限り具体的な任務内容を定め、職員に周知してください。

災害の発生は時間帯を選ばないため、職員が少ない時間帯に災害が発生する場合を考え、職員一人当たりの負担も増えることから、十分に役割分担や担当内容を検討し、体制を整備してください。

ウ 命令、指揮系統の整備

命令は、総括責任者を定めて、命令権限を一元化するとともに、命令を受ける班単位のリーダーも定めるなど、指揮系統を整備してください。

総括責任者や班単位のリーダーが不在の時に災害が発生することもあるため、その代行者（第2、第3候補も含めて）を定め、指揮系統に支障が生じないよう体制を整備してください。

エ 避難に必要な職員数

利用者の数や心身の状況、想定される避難方法（自動車、徒歩、車椅子、ストレッチャー等）を踏まえ、利用者の円滑な避難誘導のために必要な職員数を定めてください。

なお、停電でエレベーターや照明が使用できない場合も想定して、必要な職員数を割り出してください。

(9) 関係機関との連携体制

日頃から市町村や消防機関、近隣の病院、診療所、社会福祉施設等と連携体制を構築し、災害発生時の支援協力が得られるようしておくことが必要です。

特に、入所施設においては、災害発生時に職員だけで速やかに避難誘導することが困難であることを理解してもらうことが重要です。

利用者の安全で確実な避難のために必要な連携体制の構築には、次のような取組が有効です。

- ・ 地域の防災訓練や行事への参加
- ・ 近隣のボランティア、自主防災組織、町内会等との意見交換、協力依頼
- ・ 地域の避難計画や消防計画への施設を組み入れ依頼
- ・ 近隣の企業や学校との意見交換、協力依頼
- ・ 災害により施設が使用不能となった場合の他施設との受入協定の締結等

(10) 食料、防災資機材等の備蓄

災害発生後には、外部からの救援活動が即座に実施されるとは限らず、施設が自力で生活しなければならぬ期間が生じる場合や必要な物品等が購入できない状態となることが想定されます。

また、停電、断水等の場合も想定して、利用者の特性に考慮した水、食料、防災資機材等をリストアップし、非常災害対策計画に記載するとともに、最低3日間（推奨7日間）は施設において生活が維持できるように備蓄してください。

4 非常災害対策計画の策定チェックシート

施設の非常災害対策計画が水害や土砂災害を含む内容となっているか、計画に盛り込む項目は十分かなどについて、次により点検してください。

水害や土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されていない場合や策定されているが項目等が不十分である場合には、速やかに（遅くとも平成29年6月までに）改善するようにしてください。

また、避難訓練についても、水害や土砂災害を含む避難訓練を実施しているか点検し、実施していない場合は、速やかに実施（遅くとも避難訓練の実施予定を平成29年6月までに立てるように）してください。

施設名		施設種別		市町村名	
-----	--	------	--	------	--

	点検項目	点検結果		改善時期
		はい	いいえ	
1	水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されているか。			
2	非常災害対策計画に次の項目を盛り込んでいるか。			
(1)	施設の立地条件			
(2)	災害に関する情報の入手方法			
(3)	災害時の連絡先及び通信手段の確認			
(4)	避難を開始する時期、判断基準			
(5)	避難場所			
(6)	避難経路			
(7)	避難方法			
(8)	災害時の人員体制、指揮系統			
(9)	関係機関との連携体制			
3	平成28年に水害・土砂災害の場合を含む避難訓練が実施されたか。（実施していない場合は、「改善時期」の欄に実施予定時期を記入すること。）			

【参考1】**非常災害対策計画の策定例**

※ 平成28年9月9日付けの厚生労働省の通知で示された非常災害計画に最低限盛り込む項目を中心に記載しています。

施設の状況や地域の実情を踏まえ、非常災害対策として必要な項目を追加し策定してください。

施設名			
所在地			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス（代表）			

1 施設の立地条件

(1) 施設立地場所の地形等

(2) 災害危険区域等の該当の有無

災害危険区域等	該当の有無	区域等の名称
洪水浸水想定区域		
土砂災害警戒区域		
土砂災害特別警戒区域		

※各施設で十分に確認の上、作成してください。

(3) 予測される災害の危険性

2 災害に関する情報の入手方法

(1) 市町村から発令される避難情報の入手方法

(2) 災害に関する情報の入手方法

3 災害時の連絡先及び通信手段の確認

(1) 自治体等の連絡先

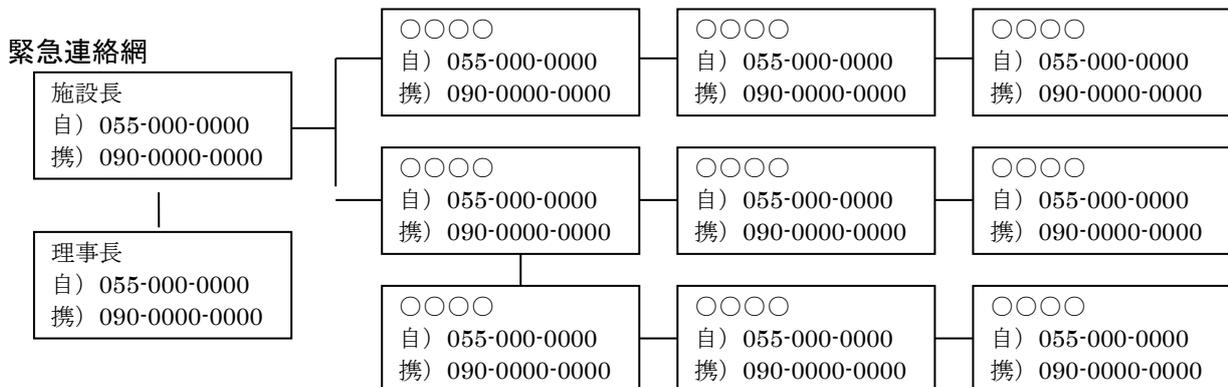
区分		機関名	電話番号	F A X 番号	メールアドレス
行政 機関	消防	〇〇消防署			
	警察	〇〇警察署			
	市(町村)	〇〇市役所(福祉担当課)			
	県	県〇〇事務所(〇〇課)			
ライフ ライン	電気	〇〇電力〇〇営業所			
	ガス	〇〇ガス〇〇営業所			
	水道	〇〇市水道局			
	電話	N T T 東日本〇〇支店			
協力 機関	〇〇自治会	会長 〇〇さん			
	自主防災組織	代表 〇〇さん			
	協力医療機関	〇〇病院			
	協力福祉施設	〇〇園			
取引先	給食関係	〇〇給食センター			
	設備関係	〇〇メンテナンス			

※各施設で十分に検討の上、作成してください。

(2) 職員の連絡先

役職名	氏名	住所	自宅電話	携帯電話	通勤時間
				携帯メール	
					徒歩 10 分
					自転車 5 分
					車 10 分

※各施設の実情に応じて作成してください。



※ 職員の連絡先及び緊急連絡網は個人情報ですので、日常の管理には十分注意してください。
 なお、既存の職員名簿等で代用できる場合は、その添付で差し支えありません。

(3) 利用者情報（家族の連絡先）

利用者名	生年月日	内服薬	ADL 認知症	要介護度 障害程度区分	連絡者氏名 (続柄)	連絡先1 連絡先2	注意事項
〇〇〇〇	昭和 年 月 日	〇〇〇〇	Ⅲa	3	△△△△ (長女)	090-0000-0000 055-000-0000	

※各施設で利用者の実情に応じて作成してください。

※利用者情報（家族の連絡先）は個人情報ですので、日常の管理には十分注意してください。

なお、既存の利用者リスト等で代用できる場合は、別途添付として差し支えありません。

4 避難を開始する時期、判断基準

- ・ 避難準備・高齢者等避難開始が発令されたとき
- ・ 土砂災害警戒情報が発表されたとき
- ・ 震度〇以上の地震が発生したとき
- ・

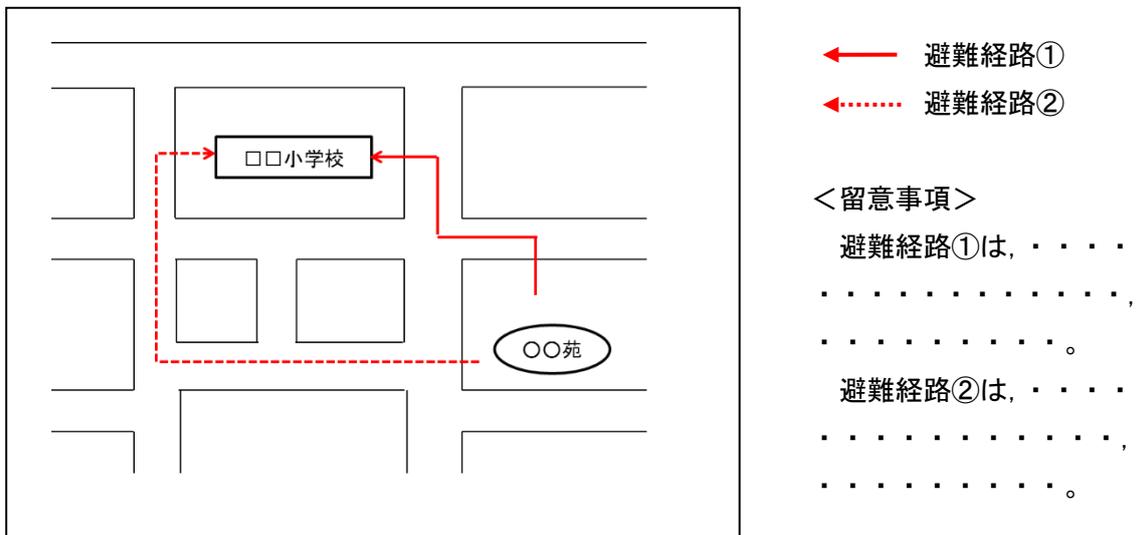
5 避難場所

災害の種類	地震	水害	土砂災害	火災
避難場所				
所要時間				
距離				

※各施設で想定される災害に応じて作成してください。

6 避難経路

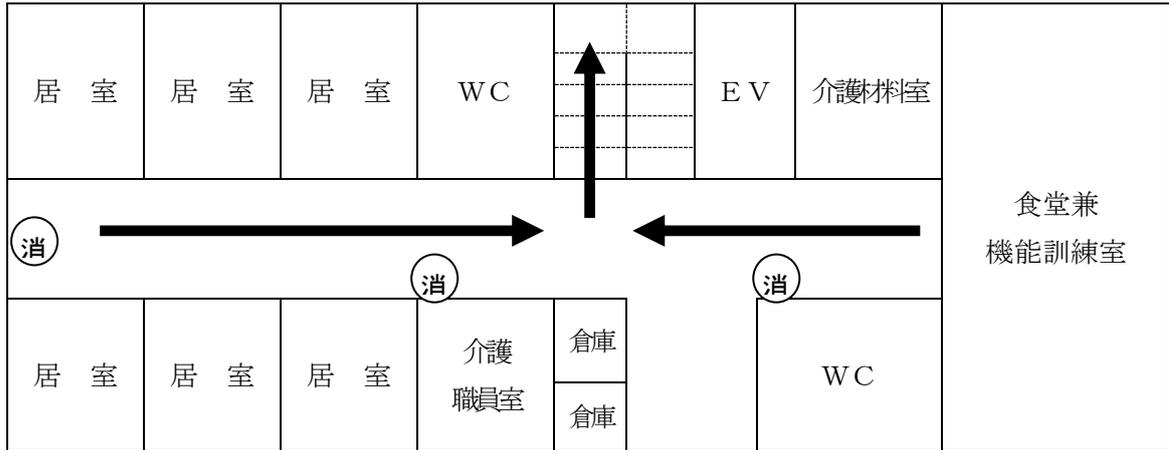
(1) 避難場所への避難経路



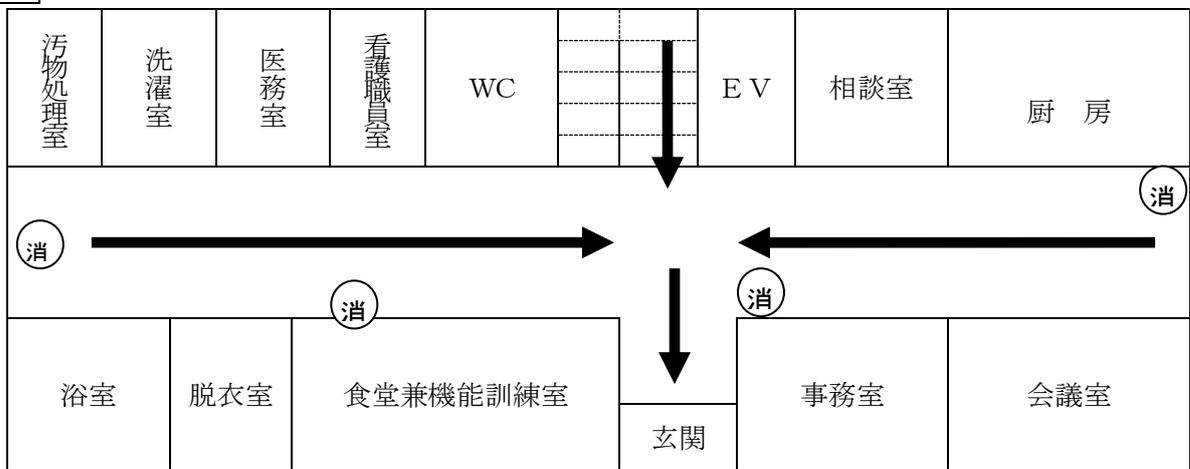
※各施設で利用者の実情や各災害の特性に応じて作成してください。

(2) 施設内の避難経路

2階



1階



消 消火器 → 避難経路

※各施設で利用者の実情に応じて作成してください。

7 避難方法

※利用者の状態に応じた移動・避難方法を記載してください。

8 災害時の人員体制、指揮系統

(1) 災害時の参集方法

職員参集基準

参集体制	参集基準	対象職員
警戒参集体制	①地域に大雨、暴風、暴風雪、洪水警報が1以上発表されたとき ②施設所在市町村内で震度5弱の地震が発生したとき	・総括責任者及び情報収集・連絡班の班長は施設に出勤すること

非常参集体制	①地域に相当規模の災害の発生が予測され、その対策を要するとき ②地域に災害が発生し、その規模及び範囲等から早急な対策を要するとき ③施設所在市町村内で震度5強以上の地震が発生したとき ④その他、総括責任者が必要と認めるとき	・総括責任者及び各班の班長は施設に出勤すること ・その他の職員は、家族等の安全が確保され次第出勤すること
--------	--	---

※各施設で利用者の実情に応じて作成してください。

(2) 役割分担

- ・総括責任者 ○○○○ (不在時の代行者 ××××)
- ・情報連絡班班長 ○○○○ (不在時の代行者 ●●●●)
- ・消火班班長 ◇◇◇◇ (不在時の代行者 ◆◆◆◆)
- ・救護班班長 △△△△ (不在時の代行者 ▲▲▲▲)
- ・避難誘導班班長 ▽▽▽▽ (不在時の代行者 ▼▼▼▼)
- ・応急物資班班長 □□□□ (不在時の代行者 ■■■■)
- ・地域班班長 ☆☆☆☆ (不在時の代行者 ★★★★★)

役割分担表

総括責任者	班	班長	班員	任務
○○○○	情報連絡班	○○○○	●●●● ・ ・ ・ ・	・気象や災害の情報収集 ・職員への連絡、職員や職員家族の安否確認 ・関係機関との連絡調整 ・利用者家族への連絡 ・避難状況の取りまとめ
	消火班	◇◇◇◇	◆◆◆◆ ・ ・	・火元の点検、ガス漏れの有無を確認 ・発火の防止と発火の際の初期消火
	救護班	△△△△	▲▲▲▲ ・ ・	・負傷者の救出及び安全な場所への移動 ・応急手当及び病院などへの移送
	避難誘導班	▽▽▽▽	▼▼▼▼ ・ ・ ・ ・	・利用者の安全確認 ・施設、設備の被害状況確認 ・利用者への状況説明 ・利用者の避難誘導 ・利用者の家族への引渡し
	応急物資班	□□□□	■■■■ ・ ・	・食料、飲料水などの確保 ・炊き出し、飲料水の供給
	地域班	☆☆☆☆	★★★★ ・ ・ ・	・地域住民、ボランティア団体及び近隣の社会福祉施設等への救援要請と活動内容の調整

※各施設で各災害の特性に応じて作成してください。

また、既存の組織体制一覧がある場合は、それを活用するなどし、共通化も図ってください。

(3) 避難に必要な職員数

9 関係機関との連携体制

10 食料、防災資機材等の備蓄

備蓄品リスト：7日間分

分類	品名	数量	積算根拠	保管場所
食料等	水			
	米			
	非常食			
	粉ミルク			
	離乳食			
	はし			
	スプーン			
	カップ			
	鍋			
	茶碗			
	カセットコンロ			
ポリ容器等（生活用水）				
医薬品等	医薬品			
	血圧計			
	紙おむつ			
	ティッシュ			
	ウエットティッシュ			
	マスク			
	ラップ			
体温計				
情報機器	ラジオ			
	メガホン			
	携帯電話（充電器を含む）			
	無線機			
照明	懐中電灯			
	ローソク（ローソク台を含む）			
	携帯用発電機			
	電池			
暖房資機材	石油ストーブ			
	灯油			
	携帯カイロ			
	防災用マッチ			
	新聞紙			

移送用具	車いす			
	乳母車			
	リアカー			
	おんぶ紐			
	担架			
作業機材	スコップ			
	合板			
	のこぎり			
	釘・金槌			
	バール・ジャッキ (1m)			
	軍手			
	長靴			
避難用具	地図			
	テント			
	筆記用具			
	笛			
	ナイフ			
	ガムテープ			
	ビニールシート			
	毛布			
	ゴザ			
	ヘルメット			
	搬送用ゴムボート			
	ロープ			
	タオル			
	ビニール袋			
	下着			
簡易トイレ				

※各施設で十分検討の上、具体的な備蓄品リストを作成してください。

なお、既存のリスト等で代用できる場合は、それを添付してください。

【参考2】

避難訓練の実施例

1 実施回数

年 回（うち夜間又は夜間を想定した避難訓練 年 回）

2 避難訓練の参加者

常勤職員（夜間従事者含む）、非常勤職員（夜間従事者含む）、利用者

3 想定する災害の種類

火災、地震、水害、土砂災害

4 避難場所

- (1) 火災発生時 ○○公園
- (2) 地震発生時 ○○小学校校庭
- (3) 水害発生時 ○○市民会館
- (4) 土砂災害発生時 ○○公民館

5 避難場所までの避難目標時間

- (1) 火災の場合 ○○分
- (2) 地震の場合 ○○分
- (3) 水害の場合 ○○分
- (4) 土砂災害の場合 ○○分

※ 小規模社会福祉施設の火災発生時の避難目標時間については、全国消防長会作成の「小規模社会福祉施設における避難訓練等指導マニュアル」中の「7 避難目標時間の設定」を参考にしてください。

http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi2203/pdf/220313_yo130.pdf

6 避難訓練の内容

- (1) 避難目標時間内に迅速に避難できるかどうかの検証を行う。
- (2) 防災マップ及び施設内の避難経路のとおり迅速に避難できるかどうかの検証を行う。
- (3) 災害時における役割分担表のとおり迅速な対応ができるかどうかの検証を行う。
- (4) 職員の少ない時間帯での対応を想定した訓練を実施し、迅速に避難できるかどうかの検証を行う。
- (5) 消火器を使用した初期消火の訓練を行う。
- (6) 近隣住民が参加する避難訓練を実施する。

1 風の強さと吹き方

風の強さ (予報用語)	平均風速 (m/s)	おおよその 時速	人への影響	屋外・樹木 の様子	走行中の車	建造物の被害	おおよその 瞬間風速 (m/s)
やや 強い風	10 以上 15 未満	～50km	風に向かって歩きにくくなる。傘がさせない。	樹木全体が揺れ始める。電線が揺れ始める。	道路の吹流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける。	樋(とい)が揺れ始める。	20
強い風	15 以上 20 未満	～70km	風に向かって歩けなくなり、転倒する人も出る。高所での作業はきわめて危険。	電線が鳴り始める。看板やトタン板が外れ始める。	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる。	屋根瓦・屋根葺材がはがれるものがある。雨戸やシャッターが揺れる。	30
非常に 強い風	20 以上 25 未満	～90km	何かにつかまっていなくて立ってられない。飛来物によって負傷するおそれがある。	細い木の幹が折れたり、根の張っていない木が倒れ始める。看板が落下・飛散する。道路標識が傾く。	通常ので速度で運転するのが困難になる。	屋根瓦・屋根葺材が飛散するものがある。固定されていないプレハブ小屋が移動、転倒する。ビニールハウスのフィルム(被覆材)が広範囲に破れる。	40
	25 以上 30 未満	～110km				固定の不十分な金属屋根の葺材がめくれる。養生の不十分な仮設足場が崩落する。	
猛烈な風	30 以上 35 未満	～125km	屋外での行動は極めて危険。	多くの樹木が倒れる。電柱や街灯で倒れるものがある。ブロック壁で倒壊するものがある。	走行中のトラックが横転する。	外装材が広範囲に渡って飛散し、下地材が露出するものがある。	60
	35 以上 40 未満	～140km				住家で倒壊するものがある。鉄骨構造物で変形するものがある。	
	40 以上	140km～					

(注1) 平均風速は10分間の平均、瞬間風速は3秒間の平均である。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5倍から3倍以上になることがある。

(注2) 風速は地形や廻りの建物などに影響されるので、その場所での風速は、近くにある観測所の値と大きく異なることがある。

また、風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合がある。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述している。

2 雨の強さと降り方

1時間雨量 (mm)	予報用語	人の受ける イメージ	屋外の様子	車に乗っていて	災害発生状況
10以上 20未満	やや 強い雨	ザーザーと降 る。	地面一面に水 たまりがで きる。		・この程度の雨でも長く続 く時は注意が必要
20以上 30未満	強い雨	どしゃ降り		ワイパーを速く しても見づらい	・側溝や下水、小さな川があ ふれ、小規模の崖崩れがあ 始まる。
30以上 50未満	激しい雨	バケツをひっ くり返したよ うに降る。	道路が川のよ うになる。	高速走行時、車 輪と路面の間に 水膜が生じブレ ーキが効かなく なる。	・山崩れ・崖崩れが起きやす くなり危険地帯では避難 の準備が必要 ・都市では下水管から雨水 があふれる。
50以上 80未満	非常に激 しい雨	滝のように降 る（ゴーゴー と降り続く）。	水しぶきであ たり一面が白 っぽくなり、 視界が悪くな る。	車の運転は危険	・都市部では地下室や地下 街に雨水が流れ込む場合 がある。 ・マンホールから水が噴出 する。 ・土石流が起こりやすい。 ・多くの災害が発生する。
80以上	猛烈な雨	息苦しくなる ような圧迫感 がある。恐怖 を感じる。			・雨による大規模な災害が 発生するおそれが強く、 厳重な警戒が必要

(注1) 表はこの強さの雨が1時間降り続いたと仮定した場合の目安を示している。

表に示した雨量が同じであっても、降り始めからの総雨量の違いや、地形や地質等の違いによって被害の様子は異なることがある。この表では、ある雨量が観測された際に通常発生する現象や被害を記述している。

(注2) 猛烈な雨を観測した場合、「記録的短時間大雨情報」が発表されることがある。なお、情報の基準は地域によって異なる。

3 台風の大きさと強さ

(1) 大きさ

台風に伴う風速15m/s以上の領域の半径が基準

大きさの表現	風速15m/s以上の半径
(表現しない)	500km未満
大型：(大きい)	500km以上800km未満
超大型：(非常に大きい)	800km以上

(2) 強さ

台風の最大風速が基準

強さの表現	最大風速
強い	33m/s以上44m/s未満
非常に強い	44m/s以上54m/s未満
猛烈な	54m/s以上

4 災害に関する情報

(1) 土砂災害警戒情報

大雨警報が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに、市町村長の避難勧告等の判断を支援するよう、また、住民の自主避難の判断の参考となるよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼び掛ける情報で、都道府県と気象庁が共同で発表する。

土砂災害警戒情報が発表されたときは、対象市町村内で土砂災害発生の危険度が高まっている領域を次のシステム等で確認できる。

- ・山梨県土砂災害警戒情報システム (<http://www3.pref.yamanashi.jp/dosya/>)
- ・気象庁ホームページの土砂災害警戒判定メッシュ情報 (<http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>)

(2) 指定河川洪水予報

気象庁と国土交通省又は都道府県が共同して、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて行う洪水を予報する。

氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報の4つがあり、河川名を付して「〇〇川氾濫注意情報」「△△川氾濫警戒情報」のように発表される。

洪水予報は、市町村や報道機関を通じて地域住民へ伝えられるほか、気象庁のホームページからも閲覧することができる。

洪水予報の標題 (種類)	発表基準	市町村・住民に求める 行動の段階
〇〇川氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位(レベル2)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階
〇〇川氾濫警戒情報 (洪水警報)	一定時間後に氾濫危険水位(レベル4)に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位(レベル3)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
〇〇川氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位(レベル4)に到達したとき	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
〇〇川氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき(レベル5)	氾濫水への警戒を求める段階

山梨県内の洪水予報を行う河川名及びその地区

河川名	実施区域	発表機関
富士川 (釜無川を含む)	左岸 山梨県韮崎市水神一丁目 4621-4 番地 先 武田橋から海まで	甲府河川国道事務所 甲府地方気象台
	右岸 山梨県韮崎市神山町大字鍋山字釜無川 河原 武田橋から海まで	
笛吹川	左岸 山梨県山梨市大字七日市場字上川窪 1233-1 番地先 岩手橋から富士川合 流点まで	
	右岸 山梨県山梨市大字東字御堂淵 453 番地 先 岩手橋から富士川合流点まで	
荒川	左岸 山梨県甲府市飯田二丁目 46 番地先から 笛吹川合流点まで	山梨県中北建設事務所 甲府地方気象台
	右岸 山梨県甲府市下飯田一丁目 476 番の 1 地先から 笛吹川合流点まで	
塩川	左岸 山梨県北杜市明野町上手字下反保 278 番-1 地先から 山梨県甲斐市宇津谷字 滝沢 5577 番-1 地先まで	
	右岸 山梨県韮崎市中田町小田川字八ッ倉 923 番-4 地先から 山梨県韮崎市本町 四丁目 3125 番地先まで	

山梨県内の洪水予報の対象となる基準地点と基準水位

河川名	観測所名		基準水位			
			水防団待機 水位	氾濫注意水 位	避難判断水 位	氾濫危険水 位
富士川 (釜無川を含む)	船山橋	ふなやまばし	1.50m	2.00m	2.00m	2.20m
	清水端	しみずばた	3.00m	3.40m	6.50m	7.20m
	南部	なんぶ	2.50m	3.80m	4.20m	4.90m
笛吹川	石和	いさわ	1.50m	2.00m	2.90m	3.30m
荒川	荒川	あらかわ	1.80m	3.00m	3.40m	4.00m
塩川	岩根橋	いわねばし	0.80m	1.70m	2.10m	2.50m

(3) 指定河川水位到達情報

国土交通大臣又は都道府県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位等に達したときに、水位又は流量を示して発表される。

水位周知河川は、流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川が対象となる。

山梨県内の水位周知河川

河川名	区域	発表機関	
塩川	左岸 山梨県甲斐市大字宇津谷地先塩川橋から幹川合流点まで	国土交通省	
	右岸 同県韮崎市岩下地先塩川橋から幹川合流点まで		
御勅使川	左岸 山梨県韮崎市竜岡町下条南割地先御勅使川橋から幹川合流点まで		
	右岸 同県南アルプス市六科地御勅使川橋から幹川合流点まで		
重川	左岸 山梨県山梨市大字一町田中地先重川橋から笛吹川合流点まで		
	右岸 同県同市大字下石森地先重川橋から笛吹川合流点まで		
日川	左岸 山梨県笛吹市一宮町大字田中地先日川橋から笛吹川合流点まで		
	右岸 同県山梨市大字一町田中地先日川橋から笛吹川合流点まで		
早川	左岸 山梨県南巨摩郡身延町大字遅沢地先の早川橋から幹川合流点まで		
	右岸 同県同郡身延町大字粟倉地先早川橋から幹川合流点まで		
相川	左岸 甲府市朝日三丁目87番地の2地先から甲府市宝二丁目1023番地先まで		山梨県
	右岸 甲府市塩部一丁目349番地の8地先から甲府市飯田五丁目659番地先まで		
濁川	左岸 甲府市城東四丁目100番地先省路橋から甲府市下曾根町3304番地の2地先まで		
	右岸 甲府市朝気一丁目930番-3地先省路橋から甲府市大津町1871番地の1地先まで		
平等川	左岸 笛吹市春日居町鎮目931番地の1地先から甲府市上曾根町1839番地の3地先まで		
	右岸 笛吹市春日居町鎮目1347番地の4地先から甲府市小曲町1505番地先まで		
滝戸川	左岸 甲府市下向山町1810番地先境橋から中央市高部1049番-2地先新滝戸川橋まで		
	右岸 甲府市下向山町3905番-10地先境橋から中央市高部1922番-4地先新滝戸川橋まで		

境川	左岸	笛吹市境川町石橋 2 4 6 1 番 - 3 地先帯石橋から甲府市白井町 9 5 0 番 - 4 地先白井河原橋まで
	右岸	笛吹市境川町藤壘 1 4 1 9 番 - 2 地先帯石橋から甲府市白井町 2 2 8 0 番 - 1 地先白井河原橋まで
坪川	左岸	南アルプス市落合村北 1 1 8 番 - 2 地先から南アルプス市川西 7 番 - 1 地先まで
	右岸	南アルプス市落合神明 2 2 9 番 - 2 地先から南巨摩郡富士川町 大柵 8 9 6 番 - 1 地先まで
滝沢川	左岸	南アルプス市西南湖 4 4 0 1 番 - 4 地先南湖橋から南アルプス市川東 4 2 番地先まで
	右岸	南アルプス市西南湖 4 4 2 7 番 - 2 7 地先南湖橋から南アルプス市川西 7 番 - 1 地先まで
芦川	左岸	西八代郡市川三郷町市川大門 4 5 3 2 番地先から西八代郡市川三郷町市川大門 2 5 4 7 番 - 1 地先まで
	右岸	西八代郡市川三郷町上野 4 2 0 番 - 1 地先から西八代郡市川三郷町市川大門 3 1 1 1 番 - 2 地先まで

山梨県内の水位周知河川の基準地点と基準水位

河川名	観測所名	基準水位			
		水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
塩川	金剛地	—	—	6.70m	6.90m
御勅使川	堀切	—	—	1.50m	1.70m
重川	重川	—	—	1.90m	2.20m
日川	日川	—	—	4.20m	4.70m
早川	早川橋	—	—	3.50m	4.37m
相川	相川	1.00m	1.60m	1.90m	2.20m
濁川	濁川	1.50m	2.00m	2.50m	3.00m
平等川	平等川	1.20m	1.70m	2.10m	2.40m
滝戸川	下曾根	0.70m	0.90m	1.20m	1.40m
境川	境川橋	0.90m	1.20m	1.40m	1.60m
坪川	坪川	1.80m	3.20m	3.80m	4.30m
滝沢川	小笠原橋	1.10m	1.30m	1.30m	1.50m
芦川	芦川	0.50m	0.80m	1.30m	1.40m

山梨県内の河川水位は、山梨県総合河川情報システム*(再掲)中のメニュー「雨量・水位情報」と関連リンクの「国土交通省 川の防災情報」で確認できる。

* <http://www3.pref.yamanashi.jp/yamanashiweb/>

(4) 記録的短時間大雨情報

数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）したり、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析：解析雨量）したときに、各地の気象台が発表する。

この情報が発表されたときは、地域やその近くで災害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味する。地元自治体の発表する避難情報に留意し、早めの避難を心掛ける必要がある。

【参考4】**その他参考となる資料**

その他，非常災害対策計画策定に当たっては、次の資料も参考としてください。

- 「要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編）」（平成29年1月国土交通省）
http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/hinan_kakuho_tebiki_suibou201701.pdf

- 「防災ガイドBOOK（震災対応編）」（平成25年11月全国グループホーム団体連合会）
<http://gh-japan.net/pdf/disaster-prevention-guide.pdf>

【参考5】

市町村の防災担当課一覧

平成29年3月現在の市町村防災担当課は次のとおりです。

なお、組織の改正や連絡先が変更されることがありますので、市町村のホームページ等で最新の情報を確認してください。

市町村名	担当課	代表番号等
甲府市	危機管理室 防災課	055-237-5331
富士吉田市	安全対策課 富士山火山対策室	0555-22-1111
都留市	総務課 行政防災室	0554-46-0111
山梨市	総務課	0553-22-1111
大月市	総務管理課	0554-23-8008
韮崎市	総務課	0551-22-1111
南アルプス市	防災危機管理室	055-282-6494
北杜市	地域課	0551-42-1323
甲斐市	防災危機管理課	055-278-1676
笛吹市	防災危機管理課	055-262-4111
上野原市	総務課	0554-62-3117
甲州市	総務課	0553-32-5041
中央市	危機管理課	055-274-8519
早川町	総務課	0556-45-2511
身延町	総務課	0556-42-4800
南部町	交通防災課	0556-66-3417
富士川町	防災課	0556-22-7218
昭和町	企画財政課	055-275-2111
道志村	総務課	0554-52-2111
西桂町	総務課	0555-25-2121
忍野村	総務課	0555-84-7791
山中湖村	総務課	0555-62-1111
鳴沢村	総務課	0555-85-2311
富士河口湖町	総務課	0555-72-1112
小菅村	総務課	0428-87-0111
丹波山村	総務企画課	0428-88-0211

社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引

平成 2 9 年 3 月

作 成 山梨県福祉保健部福祉保健総務課

甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号

電話 (055)223-1441

1. はじめに

1-1. ガイドライン作成のねらい

介護サービスは、要介護者、家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、昨今大規模な災害の発生がみられる中、介護施設・事業所において、災害発生時に適切な対応を行い、その後も利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築することが重要です。

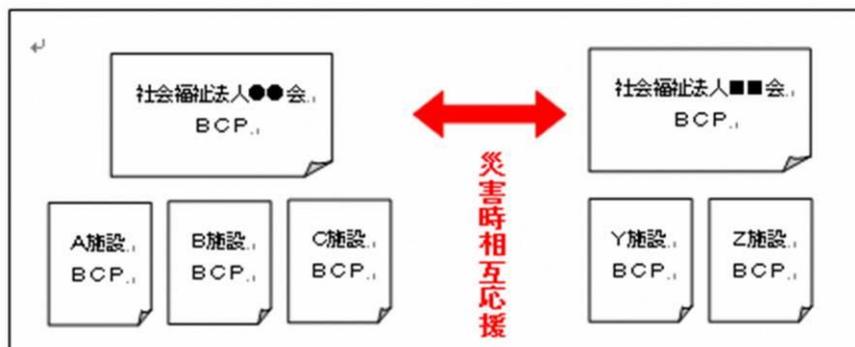
本ガイドラインの目的は、大地震や水害等の自然災害に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや発生時の対応について、介護サービス類型に応じたガイドラインとして整理しました。

なお、本ガイドラインは BCP 作成に最低限必要な情報を整理したものであり、BCP は、作成後も継続的に検討・修正を繰り返すことで、各施設・事業所の状況に即した内容へと発展させていただくことが望ましいです。

1-2. 本書の対象（施設・事業所単位）

本ガイドラインは施設・事業所単位で BCP を作成することを前提としています。なお、複数の施設・事業所を持つ法人では、法人本部としての BCP も別途作成することが望まれます。その際、法人本部の BCP と施設・事業所単位の BCP は連動していること、法人本部は各事業所と連携しながら BCP を作成すること、法人本部と施設・事業所や、施設・事業所間の物資や職員派遣等の支援体制についても記載することが望まれます。

【参考】法人本部 BCP と施設・事業所単位の BCP の関係



なお、本 BCP ガイドラインは、地震・水害を主な対象としていますが、風害・竜巻・落雷・雪害等の発生が想定される地域においては、これらの災害の種類によらず「災害が引き起こす事象（被害）」を想定し応用することで活用いただくよう、お願いします。

令和2年12月 厚生労働省老健局「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン（抜粋）」

2. BCPの基礎知識

2-1. 業務継続計画（BCP）とは

BCP（ビー・シー・ピー）とは Business Continuity Plan の略称で、業務継続計画などと訳されます。

新型コロナウイルス等感染症や大地震などの災害が発生すると、通常通りに業務を実施することが困難になります。まず、業務を中断させないように準備するとともに、中断した場合でも優先業務を実施するため、あらかじめ検討した方策を計画書としてまとめておくことが重要です。

BCP の特徴として、災害等が発生した後に速やかに復旧させることが重要ですが、その前に「重要な事業を中断させない」という点が挙げられます。内閣府「事業継続ガイドライン－あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応－平成 25 年 8 月改定」では、以下のとおり定義されています。

大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のことを事業継続計画（Business Continuity Plan、BCP）と呼ぶ。

BCP において重要な取組は、例えば、

- ・各担当者をあらかじめ決めておくこと（誰が、いつ、何をするか）
- ・連絡先をあらかじめ整理しておくこと
- ・必要な物資をあらかじめ整理、準備しておくこと
- ・上記を組織で共有すること
- ・定期的に見直し、必要に応じて研修・訓練を行うこと 等が挙げられます。

2-2. 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）について

BCP とは「平常時の対応」「緊急時の対応」の検討を通して、①事業活動レベルの落ち込みを小さくし、②復旧に要する時間を短くすることを目的に作成された計画書です。

介護施設等では災害が発生した場合、一般に「建物設備の損壊」「社会インフラの停止」「災害時対応業務の発生による人手不足」などにより、利用者へのサービス提供が困難になると考えられています。

一方、利用者の多くは日常生活・健康管理、さらには生命維持の大部分を介護施設等の提供するサービスに依存しており、サービス提供が困難になることは利用者の生活・健康・生命の支障に直結します。

上記の理由から、他の業種よりも介護施設等はサービス提供の維持・継続の必要性が高く、BCP 作成など災害発生時の対応について準備することが求められます。

2-3. 防災計画と自然災害 BCP の違い

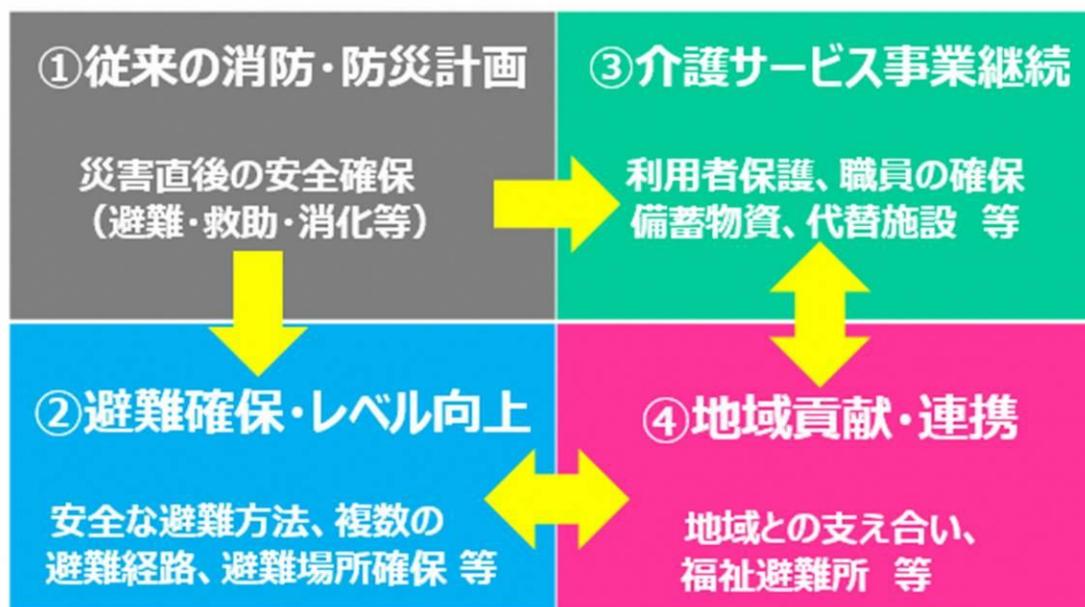
防災計画を作成する主な目的は、「身体・生命の安全確保」と「物的被害の軽減」ですが、その目的は、BCP の主な目的の大前提となっています。つまり、BCP では、防災計画の目的に加えて、優先的に継続・復旧すべき重要業務を継続する、または、早期復旧することを目指しており、両方の計画には共通する部分もあり密接な関係にあります。

防災計画と自然災害 BCP の違い①

	防災計画	BCP
主な目的	<ul style="list-style-type: none"> ・身体、生命の安全確保 ・物的被害の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体、生命の安全確保に加え、優先的に継続、復旧すべき重要業務の継続または早期復旧
考慮すべき事象	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点がある地域で発生することが想定される災害 	<ul style="list-style-type: none"> ・自社の事業中断の原因となり得るあらゆる発生事象
重要視される事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下を最小限にすること <ul style="list-style-type: none"> > 「死傷者数」 > 「損害額」 ・従業員等の安否を確認し、被害者を救助・支援すること ・被害を受けた拠点を早期復旧すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に加え、以下を含む <ul style="list-style-type: none"> > 重要業務の目標復旧期間・目標復旧レベルを達成すること > 経営及び利害関係者への影響を許容範囲内に抑えること > 利益を確保し企業として生き残ること
活動、対策の検討範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・自社の拠点ごと 	<ul style="list-style-type: none"> ・全社的（拠点横断的） ・依存関係にある主体（委託先、調達先、供給先）

つまり、従来の防災計画に、避難確保、介護事業の継続、地域貢献を加えて、総合的に考えてみるのが重要です。

防災計画と自然災害 BCP の違い②



出典：（一社）福祉防災コミュニティ協会作成を一部修正

3. 自然災害BCPの作成、運用のポイント

3-1. BCP作成のポイント

<1> 正確な情報集約と判断ができる体制を構築

- 災害発生時の迅速な対応には、平時と緊急時の情報収集・共有体制や、情報伝達フロー等の構築がポイントとなります。そのためには、全体の意思決定者を決めておくこと、各業務の担当者を決めておくこと（誰が、何をするか）、関係者の連絡先、連絡フローの整理が重要です。

<2> 自然災害対策を「事前の対策」と「被災時の対策」に分けて、同時にその対策を準備

- 事前の対策（今何をしておくか）
 - ・設備・機器・什器の耐震固定
 - ・インフラが停止した場合のバックアップ
- 被災時の対策（どう行動するか）
 - ・人命安全のルール策定と徹底
 - ・事業復旧に向けたルール策定と徹底
 - ・初動対応
 - ①利用者・職員の安否確認、安全確保
 - ②建物・設備の被害点検
 - ③職員の参集

<3> 業務の優先順位の整理

- 施設・事業所や職員の被災状況によっては、限られた職員・設備でサービス提供を継続する必要があることも想定されます。そのため、可能な限り通常通りのサービス提供を行うことを念頭に、職員の出勤状況、被災状況に応じて対応できるよう、業務の優先順位を整理しておくことが重要です

<4> 計画を実行できるよう普段からの周知・研修、訓練

- BCP は、作成するだけでは実効性があるとは言えません。危機発生時においても迅速に行動が出来るよう、関係者に周知し、平時から研修、訓練（シミュレーション）を行う必要があります。また、最新の知見等を踏まえ、定期的に見直すことも重要です。

8 介護保険サービス提供中の事故発生に係る取扱要領等について

介護保険サービス提供中の事故発生に係る取扱要領

1 事故報告の対象となる事業者及び介護保険サービス

次の①②の事業者（以下「事業者等という。」）が行う介護保険適用サービスとする。

- ① 山梨県知事又は甲府市長が指定又は許可する居宅サービス事業者、介護保険施設又は介護予防サービス事業者
- ② 県内の市町村が指定する地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者又は基準該当居宅サービス事業者

2 報告の範囲

事業者等は、次の①～③の場合、市町村に報告するものとする。

- ① サービスの提供中に利用者にケガ又は死亡事故が発生した場合
(注1) ・「サービスの提供中」とは送迎等の間も含む。
・通所、短期入所及び施設サービスにおいては、利用者等が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」に含むものとする。
(注2) ケガとは、医師（施設の勤務医、配置医を含む。）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった場合とする。
(注3) 事業者等の過失の有無は問わない。（利用者の自己過失によるケガであっても、注2に該当する場合は報告すること）
(注4) 利用者が、事故発生から、ある程度の期間を経てから死亡した場合についても、速やかに市町村に報告書を再提出すること。
- ② 従業者の法令違反・不祥事等の発生
(注) 利用者の処遇に影響があるもの（例：利用者等からの預かり金の横領、送迎時等の交通事故等）については報告すること。
- ③ その他、報告が必要と認められる事故の発生

3 報告の手順

- ① 事故後、事業者等は、原則、速やかに電子メール等の電磁的方法により報告することとする。
(第一報)
(注1) 「速やかに」の期限については、最大限の努力をして可能な範囲とする。（例えば、午後に事故が起こり、処置等のために数時間を要し、終業時間が過ぎた場合には、翌朝早くに報告を行う等、社会通念に照らして、最大限の努力をすることが必要）遅くとも、事故発生後5日以内を目安に提出すること。
(注2) 電子メール等に使う書式は、4定められた書式とする。（①②③の順に、同じ様式を使って、徐々に必要な箇所が埋まっていく形が望ましい。市町村では、それらを積み重ねて処理し、状況を把握することが可能となる。）
(注3) 電子メール等の使用にあたっては、個人情報の保護に十分配慮すること。
- ② 事故処理の経過についても電子メール等、で適宜報告することとする。
- ③ 事故処理の区切りがついたところで、文書で報告することとする。

4 報告の書式

3の報告については、別紙様式1とする。

5 報告先

事業者等は、2で定める事故が発生した場合、3の手順により、被保険者の属する保険者（市町村）と被保険者及びその家族に報告するものとする。

6 報告を受けた市町村の対応

事業者等から報告を受けた市町村においては、当該事業者等の対応状況に応じて必要な対応を行うものとする。

この場合、当該被保険者の属する市町村が主たる対応を行うものとするが、事業者等への事実確認等において必要がある場合は、事業所等の所在地たる市町村の他、関係市町村等と連携を図るものとする。

{必要な対応として考えられるもの}

① 事業者等の事故に対する対応（一連の処理）の確認

（例）「今後の対応は未定」などと報告があった場合は、対応が確定した時点での再報告を求める。また、「利用者がケガをしたが、家族等へは連絡していない」等の報告があった場合は、連絡・説明するように指導し、その結果の再報告を求める。

② 事業者への指導等

1の②の事業者等における報告について、基準違反のおそれがあると判断される場合には、市町村は、現地調査を実施するとともに、必要に応じて指導等を行うものとする。

③ 県への連絡・報告

市町村は、 歴月で1か月ごとに、全ての事故（3の③のように区切りがついた事故で事業者等から文書で報告があったもの）を翌月の10日までに、別紙様式2に準じて、別紙の区分により県健康長寿推進課に報告するとともに、利用者・家族からの苦情があった場合は、「介護保険サービス相談・苦情対応要領」（山梨県作成）に基づいて必要な対応を行う。

なお、県又は市町村において緊急に指導を要すると判断される場合は、至急県に連絡をする。

7 連絡・報告を受けた県の対応

市町村から連絡・報告を受けた県では、1の①の事業者における報告について基準違反のおそれがあると判断される場合は、現地調査を実施するとともに、必要に応じて指導等を行う。

また、報告の内容については、事故事例として事業者等への指導や注意を喚起する通知等へ反映させるとともに、他の市町村への情報提供を行う。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年11月29日から施行する。

(様式1の1)

番 号
令和 年 月 日

市町村介護保険主管課長 殿

法人名
事業所名
所在地
管理者名

事故報告書

令和 年 月 日に介護保険サービスの提供により事故が発生しましたので、別紙のとおり報告します。

事故報告書 (事業者→〇〇市(町村))

(様式1の2)

※第1報は、少なくとも1から6までについては可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること
 ※選択肢については該当する項目をチェックし、該当する項目が複数ある場合は全て選択すること

第1報 第__報 最終報告

提出日 年 月 日

1事故 状況	事故状況の程度	<input type="checkbox"/> 受診(外来・往診)、自施設で応急処置 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他 ()										
	死亡に至った場合 死亡年月日	西暦		年		月		日				
2事 業 所 の 概 要	法人名											
	事業所(施設)名								事業所番号			
	サービス種別											
	所在地											
3対 象 者	氏名・年齢・性別	氏名				年齢			性別:	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性		
	サービス提供開始日	西暦		年		月		日	保険者			
	住所	<input type="checkbox"/> 事業所所在地と同じ <input type="checkbox"/> その他 ()										
	身体状況	要介護度		<input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 要介護3 <input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護5 <input type="checkbox"/> 自立								
	認知症高齢者 日常生活自立度		<input type="checkbox"/> I <input type="checkbox"/> II a <input type="checkbox"/> II b <input type="checkbox"/> III a <input type="checkbox"/> III b <input type="checkbox"/> IV <input type="checkbox"/> M									
4事 故 の 概 要	発生日時	西暦		年		月		日		時		分頃(24時間表記)
	発生場所	<input type="checkbox"/> 居室(個室) <input type="checkbox"/> 居室(多床室) <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> 食堂等共用部 <input type="checkbox"/> 浴室・脱衣室 <input type="checkbox"/> 機能訓練室 <input type="checkbox"/> 施設敷地内の建物外 <input type="checkbox"/> 敷地外 <input type="checkbox"/> その他 ()										
	事故の種別	<input type="checkbox"/> 転倒 <input type="checkbox"/> 誤薬・与薬もれ等 <input type="checkbox"/> 骨折 <input type="checkbox"/> 転落 <input type="checkbox"/> 医療処置関連(チューブ抜去等) <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 誤嚥・窒息 <input type="checkbox"/> 打撲・捻挫・脱臼 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 異食 <input type="checkbox"/> 職員の法令違反、不祥事等										
	発生時状況、事故内容の詳細											
	その他 特記すべき事項											
5事 故 発 生 時 の 対 応	発生時の対応											
	受診方法	<input type="checkbox"/> 施設内の医師(配置医含む)が対応 <input type="checkbox"/> 受診(外来・往診) <input type="checkbox"/> 救急搬送 <input type="checkbox"/> その他 ()										
	受診先	医療機関名						連絡先(電話番号)				
	診断名											
	診断内容	<input type="checkbox"/> 切傷・擦過傷 <input type="checkbox"/> 打撲・捻挫・脱臼 <input type="checkbox"/> 骨折(部位:) <input type="checkbox"/> その他 ()										
検査、処置等の概要												

6 事 故 発 生 後 の 状 況	利用者の状況											
	家族等への報告	報告した家族等の 続柄	<input type="checkbox"/> 配偶者			<input type="checkbox"/> 子、子の配偶者			<input type="checkbox"/> その他 ()			
		報告年月日	西暦		年		月		日			
	連絡した関係機関 (連絡した場合のみ)	<input type="checkbox"/> 他の自治体			<input type="checkbox"/> 警察			<input type="checkbox"/> その他				
	本人、家族、関係先等 への追加対応予定	自治体名 ()		警察署名 ()			名称 ()					
損害賠償等の状況												
7 事故の原因分析 (本人要因、職員要因、環境要因の分析)	(できるだけ具体的に記載すること)											
8 再発防止策 (手順変更、環境変更、その他の対応、 再発防止策の評価時期および結果等)	(できるだけ具体的に記載すること)											
9 その他 特記すべき事項												

9 介護支援専門員証の更新と更新に必要な研修について

平成18年4月の介護保険制度改正により、介護支援専門員の更新制度（5年ごと）が導入されています。資格を更新するためには、（1）有効期限までに、（2）必要な研修を受講して、（3）更新申請をする必要があります。

（1）資格の有効期限について

→ 介護支援専門員証に記載されている「有効期間満了日」を御確認ください。

介護支援専門員証の交付を受けていない（有効期間が過ぎている証の場合を含む。）にもかかわらず、介護支援専門員として業務を行った場合には、「登録の消除」となります。また、消除された日から5年間は介護支援専門員の業務に就くことはできません。

（2）資格を更新するために必要な研修について

→ ア 実務従事者向け研修、イ 実務非従事者向け研修、ウ 証失効者を対象とした研修、がありますので、更新回数（初めての更新・2回目以降の更新）や証有効期間内の御自身の研修受講状況を確認の上、必要な研修を受講してください。

○主任介護支援専門員の方は、「主任介護支援専門員更新研修」を修了すると、更新研修を修了したものとみなされます（主任介護支援専門員研修では更新できません）。

○研修概要や、資格取得及び更新のための研修の流れについては、県健康長寿推進課ホームページにも掲載しています。

（3）更新申請手続きについて

① 申請受付期間等

ア 専門・更新研修Ⅱを修了した方

受付開始日：証の有効期間満了日3か月前 ～ 締切日：有効期間満了日1か月前

例) 有効期間満了日が令和8年3月20日で、令和7年度専門・更新研修Ⅱを修了
受付開始日：令和7年12月20日 ～ 締切日：令和8年2月20日

イ 再研修・更新研修（実務未経験者向け）を修了した方

受付開始日：研修修了後(今後確定) ～ 締切日：令和8年3月中旬(研修期間内に周知)

ウ 主任介護支援専門員更新研修を修了した方

受付開始日：証の有効期間満了日3か月前 ～ 締切日：有効期間満了日1か月前

○証の交付には、申請から2週間程度の期間を要しますので、御承知おきください。

○介護保険法施行規則改正により、平成27年4月1日以降発行する介護支援専門員証には、介護支援専門員の個人情報保護を目的として住所に関する事項は記載されません。

更新に必要な研修を受講しても、有効期限までに更新申請手続きをしなかった場合、証は失効となります。

実務に就く場合は再研修の受講が必要となりますので注意してください。

② 申請に必要な書類（※郵送で受け付けます）

□ア 山梨県収入証紙 2,000 円分を貼付した介護支援専門員証有効期間更新交付申請書
（第9号様式）

※再研修修了者は「介護支援専門員証交付申請書」（第5号様式その2）

- ・山梨県収入証紙は山梨中央銀行本店・各支店等で購入可能

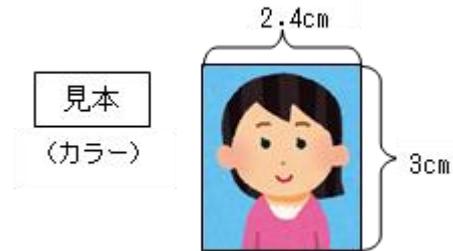
□イ 研修修了証明書（写）

□ウ 現在交付されている介護支援専門員証（名刺サイズ、白色）

- ・原本の提出となるため手元にコピーを保管
- ・介護支援専門員証を交付されていない場合は、介護支援専門員登録証明書及び登録証明書携帯用（名刺サイズ、黄色）を提出

□エ 写真（カラー 縦3cm×横2.4cm 耐熱性）

- ・申請前6か月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景のもの
- ・写真の裏に氏名を記入



□オ 住民票抄本（コピー不可）

- ・本人情報のみで本籍・続柄・個人番号（マイナンバー）を省略したもの。
- ・申請前3か月以内に発行されたもの

□カ 434円分の切手を貼付した返信用定型封筒

- ・封筒のサイズは長3（長さ23.5cm、幅12cmの長方形）で、住所、氏名を記入

□キ その他

○住所・氏名に変更があった際は、変更手続きが必要となります。介護支援専門員証登録事項変更届出書（第3号様式）を併せて提出してください。

- ・住所変更の手続きが行われていないと、県からの通知が届かなくなりますので御注意ください。
- ・氏名変更の場合は、戸籍抄本（戸籍の一部事項証明書）を添付してください。
- ・様式は、県健康長寿推進課ホームページからダウンロードできます。

○更新後の介護支援専門員証有効期間満了日

- ・現在の有効期間満了日の5年後となります。

例) 有効期間満了日が令和8年1月29日で、令和7年12月26日付けで更新申請

→交付日：申請手続き完了日、有効期間満了日：令和13年1月29日

○主任介護支援専門員更新研修を修了した方は、介護支援専門員の資格を、①主任介護支援専門員の資格と別々で管理、②主任介護支援専門員有効期間に揃えて管理と選択できるようになりました。【H29.5.18 介護支援専門員資質向上事業の実施についての一部改正】

例) 介護支援専門員の有効期間満了日が令和8年1月29日で、かつ主任介護支援専門員の有効期間満了日が令和7年10月30日である方が、主任介護支援専門員更新研修を修了

→①別々で管理 介護支援専門員有効期間満了日：令和13年1月29日

主任介護支援専門員有効期間満了日：令和12年10月30日

②揃えて管理 介護支援専門員有効期間満了日：令和12年10月30日

主任介護支援専門員有効期間満了日：令和12年10月30日

< 申請書類の提出先・申請に関するお問い合わせ先 >

山梨県 福祉保健部 健康長寿推進課 介護サービス振興担当

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 TEL 055-223-1455 FAX 055-223-1469

介護支援専門員の実務研修受講試験の見直し及び主任介護支援専門員更新研修の経過措置終了について

1 介護支援専門員実務研修受講試験の見直しについて

介護支援専門員の資質や専門性の向上を図る観点から、平成27年2月に介護支援専門員実務研修受講試験の受講要件が法定資格保有者に限定することを基本に見直され、平成30年度の試験から以下の要件となりました。

介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格

次の業務に従事した期間が通算して5年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が900日以上であること

ア 法定資格保有者

保健・医療・福祉に関する以下の法定資格の免許登録後、当該資格に基づく業務に従事した期間

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士

イ 施設等において必置の相談援助業務従事者

(1) 生活相談員

生活相談員として、(地域密着型)介護老人福祉施設、(地域密着型)特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)において、要介護者等の日常生活の自立に関する相談援助業務に従事した期間

(2) 支援相談員

支援相談員として、介護老人保健施設において、要介護者等の日常生活の自立に関する相談援助業務に従事した期間

(3) 相談支援専門員

障害者総合支援法第5条第16項(指定計画相談支援事業)及び児童福祉法第6条の2第6項(指定障害児相談支援事業)に規定する事業の従事者として従事した期間

(4) 主任相談支援員

生活困窮者自立支援法第2条第2項(生活困窮者自立相談支援事業)に規定する事業者として従事した期間

2 主任介護支援専門員研修制度の経過措置終了について

平成28年度から主任介護支援専門員の資格に5年ごとの更新制度が導入され、更新するには、有効期間満了日までに主任介護支援専門員更新研修を修了することが必要となりました。

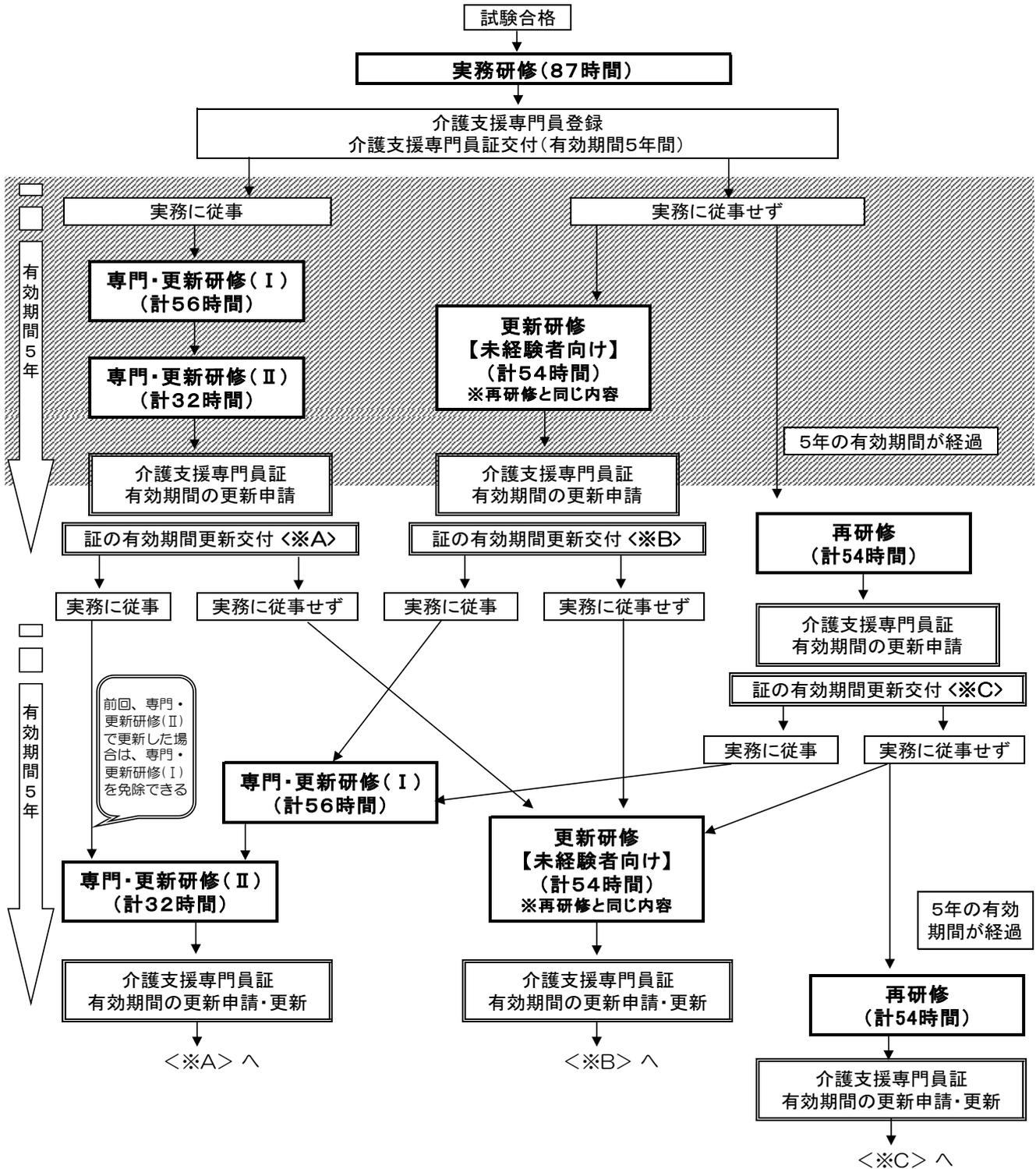
平成26年度までの主任介護支援専門員研修修了者については、主任介護支援専門員更新研修の経過措置が設けられていましたが、令和2年3月31日に終了しました。

主任介護支援専門員の有効期間を満了された方が、再度主任介護支援専門員の業務に就くためには、主任介護支援専門員研修を受講して資格を取得する必要があります。

主任介護支援専門員研修修了年度	有効期間満了日
平成24年度～ 26年度	令和2年3月31日(経過措置)
平成27年度～	主任介護支援専門員研修修了日から5年間

※平成26年度に主任介護支援専門員研修を修了された方の主任介護支援専門員の有効期間満了日が令和2年3月31日に変更されました。

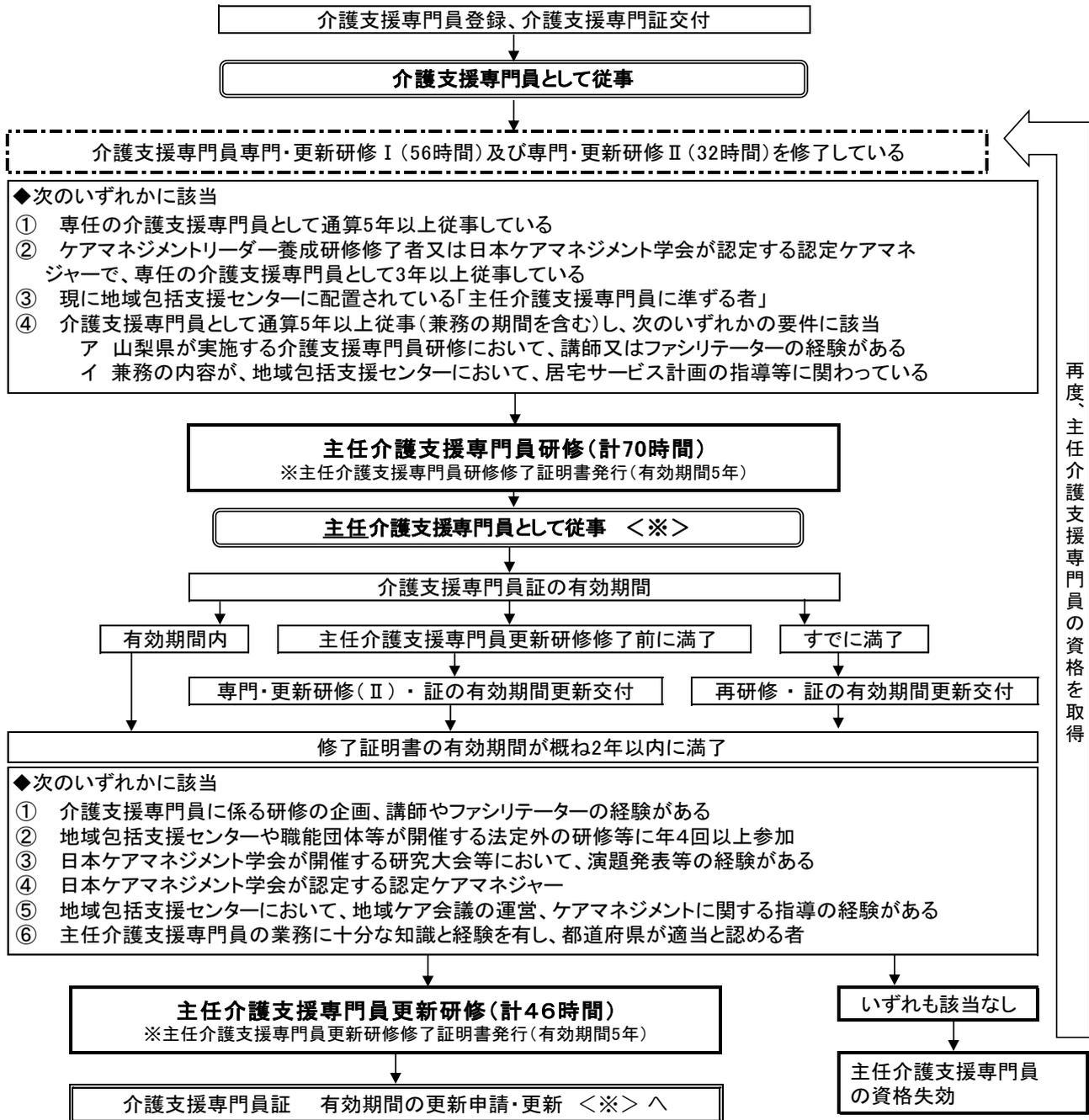
介護支援専門員の資格取得及び更新等にかかる研修の流れ



特記事項

- ※ 実務経験とは、介護支援専門員を必置とする事業所でケアプランを作成者として従事した者をいいます。
- ※ 原則として、実務研修は試験受講地、その他の研修は登録都道府県での受講となります。
- ※ 主任介護支援専門員更新研修を受講した者は、更新研修(専門・更新研修Ⅱ、更新研修【未経験者向け】)を受けたものとみなされます。

主任介護支援専門員の資格更新にかかる流れ



再度、主任介護支援専門員の資格を取得

特記事項

- ※ 原則として、登録都道府県での受講となります。
- ※ 主任介護支援専門員更新研修を受講した者は、更新研修（専門・更新研修Ⅱ、更新研修【未経験者向け】）を受けたものとみなされます。（主任介護支援専門員研修は更新ができる研修ではありません。）
- ※ 主任介護支援専門員更新研修は、介護支援専門員証を失効した方は対象外です。
- ※ 主任介護支援専門員更新研修を受ける前に、介護支援専門員証の有効期間が満了する場合は、先に介護支援専門員の更新研修を受講して、証の有効期間を更新する必要があります。
- ※ 主任介護支援専門員の有効期間満了により資格を失効した場合で、再度、主任介護支援専門員の資格を取得するには、直近に更新研修（Ⅱ）を修了している必要があります。

10施設等における感染症のまん延防止について

1. 令和6年度介護報酬改定における改定事項

※猶予期間等の関係もあるため、今年度も再度重点周知いたします。

① 高齢者施設等における感染症対応力の向上〔高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）〕

- ・ 高齢者施設等については、施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内での感染者の療養を行うことや、他の入所者等への感染拡大を防止することが求められることから、以下を評価する新たな加算を設けられた。
 - ア 新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関（協定締結医療機関）との連携体制を構築していること。
 - イ 上記以外の一般的な感染症（※）について、協力医療機関等と感染症発生時における診療等の対応を取り決めるとともに、当該協力医療機関等と連携の上、適切な対応を行っていること。
※ 新型コロナウイルス感染症を含む。
 - ウ 感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受けること。
- ・ また、感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けることを評価する新たな加算も設けられた。

② 施設内療養を行う高齢者施設等への対応〔新興感染症等施設療養費〕

- ・ 新興感染症のパンデミック発生時等において、施設内で感染した高齢者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大に伴う病床ひっ迫を避ける観点から、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者を施設内で療養を行うことを新たに評価。
※現時点において指定されている感染症はなし

③ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

- ・ 施設系サービス及び居住系サービスについて、利用者及び入所者における新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染者の診療等を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時における対応を取り決めるよう努めることとする。
- ・ また、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務づける。

④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入〔業務継続計画未実施減算〕

- ・ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。なお、当該業務継続計画に従い必要な措置も講ずること。

※昨年1年間の猶予期間は終了し、令和7年4月1日から適用開始しております。

2. 施設における感染症の予防及びまん延防止対策

① 感染対策委員会の開催

- ・当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置する。
- ・幅広い職種で構成する。例えば施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士、生活相談員等
- ・専任の感染症対策を担当する者を決めておく。（担当者は看護師が望ましい。）
- ・おおむね6月に1回（地域密着型老人福祉施設入所者生活介護のみ3月に1回）以上定期的に開催すると共に、感染症の流行状況により随時開催する。
- ・その結果については、施設職員に周知徹底を図ること。

② 指針の整備

- ・当該施設の実情に即した現実的な「感染症および食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」を整備する。
- ・平常時の対策として、施設内の衛生管理、日常のケアにかかる感染対策、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目等を規定する。
- ・発生時の対応として、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関・保健所・市町村等の関係機関との連携、行政への報告等を規定する。
- ・発生時の施設内の連携体制や、関係機関への連携体制を整備し明記しておく。

③ 定期的な研修実施

- ・介護職員その他従業者に対し、「感染症および食中毒の予防及びまん延の防止のための研修」を開催する。
- ・内容は、感染対策の基礎的な知識や、上記②の指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を行うものとする。
- ・上記②の指針に基づいた研修プログラムを作成し、年2回以上定期的な開催する。
また、新規採用時には必ず感染対策研修を実施する。
- ・研修の実施内容については記録する。

④ 厚生労働大臣が定める手順に沿った対応

- ・厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年3月31日厚生労働省告示第268号）に沿った対応を行うこと。
- ・行政への報告が必要な場合及び報告ルートは別紙1のとおり

⑤ 訓練（シミュレーション）の実施

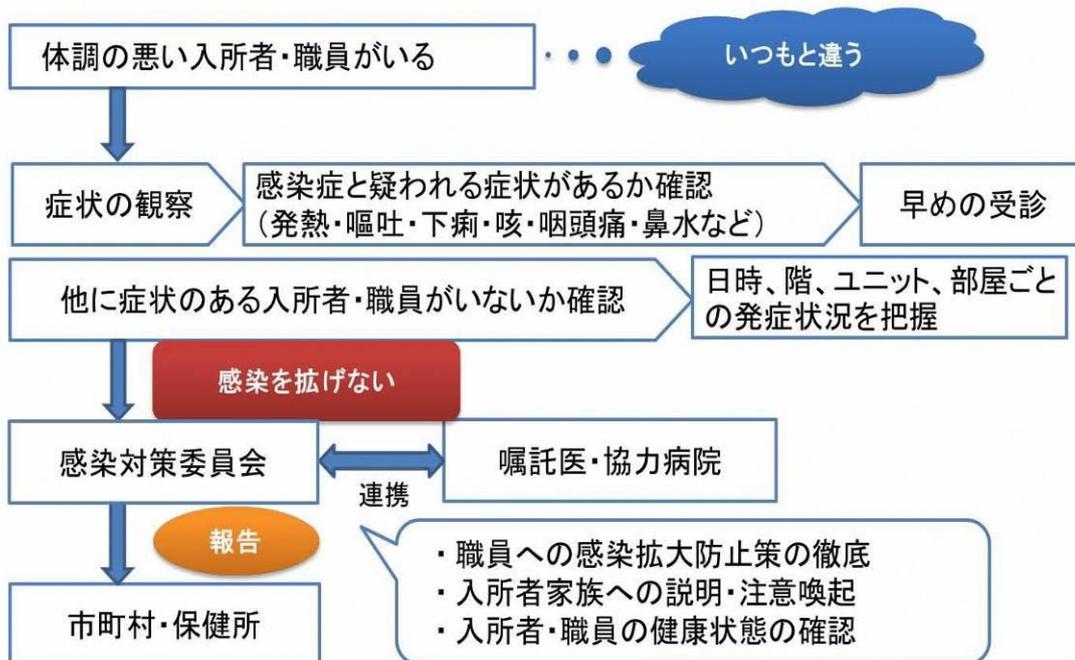
- ・②の指針に定めた感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対応が行動に起こせるよう訓練を行う。

※笛吹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 第33条 他

※山梨市指定地域密着型サービス基準条例 第33条 他

※甲州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 第34条 他

3. 感染症発生時の対応



※参考：高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版（2019年3月厚生労働省）

4. 感染拡大防止のポイント

危機発生時には、的確なリーダーシップとマネジメントが必要

- 職員間の情報共有
- 対応策は職員全員に徹底する
- 確実なチェック機能

施設内にウイルスを持ち込まない

- 職員が初発感染者にならない
- マスク着用・手指消毒等標準予防策の徹底
- 入所時、外泊時の健康観察
- 家族や業者にも注意喚起
- 予防接種

嘔吐物・オムツの処理は確実に

- 全ての吐物、排泄物に感染の可能性があるため、処理者はリスク回避の用心深い行動が必要。

初動の遅れが感染拡大を招く

- 感染対策委員会の開催の遅れ
- 隔離、区分けの遅れ
- 面会、入所制限の遅れ
- 職員体制が薄い年末年始等は要注意

感染症発生予防等に関する情報について下記において閲覧できますのでご活用ください。

【WAM NET 掲示板 県からのお知らせ】感染症対策関係

<https://www.wam.go.jp/wamappl/19YAMANA/19bb01kj.nsf/vWbCategory01?OpenView&Start=20.7>

【山梨県感染症情報センター】やまなし感染症ポータルサイト

<https://www.pref.yamanashi.jp/kansensho/kansensyosenta.html>

【山梨県 業種別感染症対策研修（山梨大学委託事業）に関する情報】

<https://www.pref.yamanashi.jp/kansensho/gyoushubetsu.html>

【厚生労働省 感染症情報】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html

【厚生労働省 介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

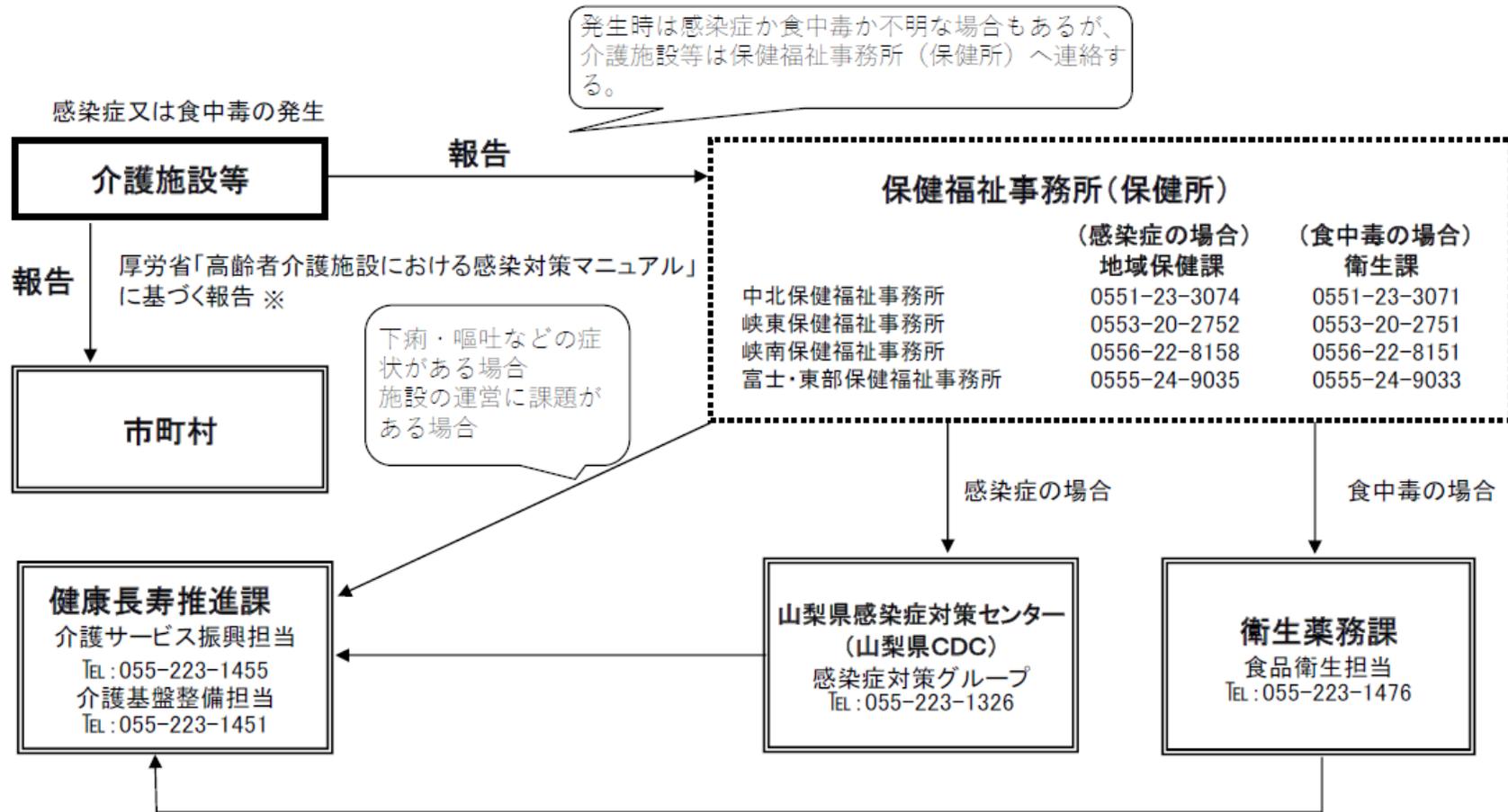
※「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」

「介護現場における感染対策の手引き（第3版）」 「【第3版】感染対策普及リーフレット」

等はこのページからダウンロード可能です。

感染症等発生時の報告について

別紙1



※ 報告が必要な場合

- ア 同一の感染症や食中毒による、又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- イ 同一の感染症や食中毒の患者、又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

こ成総第18号
こ支総第9号
健発0428第3号
生食発0428第8号
社援発0428第18号
障発0428第1号
老発0428第9号
令和5年4月28日

各 { 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
保健所政令市市長
特別区区长 } 殿

こども家庭庁成育局長
こども家庭庁支援局長
厚生労働省健康局長
厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」の一部改正について

社会福祉施設等において感染症等が発生した時の報告については、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月22日付け健発第0222002号、薬食発第0222001号、雇児発第0222001号、社援発第0222002号、老発第0222001号厚生労働省健康局長、厚生労働省医薬食品局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知）によることとしていますが、今般、当該通知を別添のとおり改正することとしたので、ご了承いただくとともに、関係機関等へ周知いただき、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の2第3項の規定に基づき、厚生労働大臣から、令和5年5月7日をもって同法の新型インフルエンザ等感染症と認められなくなる旨が公表され、これに伴い、同月8日に同法の5類感染症に位置付けられることとなったところです。

が、それ以降も、引き続き当該通知における「感染症」には、新型コロナウイルス感染症が含まれる旨申し添えます。

(主な改正箇所は太字下線)

記

1. 社会福祉施設等においては、職員が利用者の健康管理上、感染症や食中毒を疑ったときは、速やかに施設長に報告する体制を整えるとともに、施設長は必要な指示を行うこと。
2. 社会福祉施設等の医師及び看護職員は、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、施設内において速やかな対応を行わなければならないこと。
また、社会福祉施設等の医師、看護職員その他の職員は、有症者の状態に応じ、協力病院を始めとする地域の医療機関等との連携を図るなど適切な措置を講ずること。
3. 社会福祉施設等においては、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録すること。
4. 社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。
 - ア. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
 - イ. 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - ウ. ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合
5. 4の報告を行った社会福祉施設等においては、その原因の究明に資するため、当該患者の診察医等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めること。
6. 4の報告を受けた保健所においては、必要に応じて感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という）第15条に基づく積極的疫学調査又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）第63条に基づく調査若しくは感染症若しくは食中毒のまん

延を防止するために必要な衛生上の指導を行うとともに、都道府県等を通じて、その結果を厚生労働省に報告すること。

7. 4の報告を受けた市町村等の社会福祉施設等主管部局と保健所は、当該社会福祉施設等に関する情報交換を行うこと。
8. 社会福祉施設等においては、日頃から、感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止する観点から、職員の健康管理を徹底し、職員や来訪者の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、職員及び利用者に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育の徹底を図ること。また、職員を対象として衛生管理に関する研修を定期的に行うこと。
9. なお、医師が、感染症法又は食品衛生法の届出基準に該当する患者又はその疑いのある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所等への届出を行う必要があるので、留意すること。

別 紙

対象となる社会福祉施設等

【介護・老人福祉関係施設】

- 養護老人ホーム
- 特別養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 老人デイサービス事業を行う事業所、老人デイサービスセンター
- 老人短期入所事業を行う事業所、老人短期入所施設
- 小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所
- 老人福祉センター
- 認知症グループホーム
- 生活支援ハウス
- 有料老人ホーム
- サービス付き高齢者向け住宅
- 介護老人保健施設
- 看護小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所
- 介護医療院

【保護施設】

- 救護施設
- 更生施設
- 授産施設
- 宿所提供施設

【ホームレス関係施設】

- ホームレス自立支援センター
- 緊急一時宿泊施設

【その他施設】

- 社会事業授産施設
- 無料低額宿泊所（日常生活支援住居施設含む）
- 隣保館
- 生活館

【児童・婦人関係施設等】

- 助産施設
- 乳児院
- 母子生活支援施設
- 保育所
- 認定こども園

※ 幼保連携型・幼稚園型については、学校保健安全法第 18 条（保健所との連絡）等の規定にも留意すること。

- 児童厚生施設
- 児童養護施設
- 児童心理治療施設
- 児童自立支援施設
- 児童家庭支援センター
- 児童相談所一時保護所
- 婦人保護施設
- 婦人相談所一時保護所

【障害関係施設】

- 障害福祉サービス事業所（訪問系サービスのみを提供する事業所を除く）
- 障害者支援施設
- 福祉ホーム
- 障害児入所施設
- 児童発達支援センター
- 障害児通所支援事業所
- 身体障害者社会参加支援施設
- 地域活動支援センター
- 盲人ホーム

○厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順

(平成十八年三月三十一日)

(厚生労働省告示第二百六十八号)

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和四十一年厚生省令第十九号)第二十四条第二項第四号、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号)第二十七条第二項第四号、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)第二十九条第二項第四号、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号)第二十八条第二項第四号、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号)第二十六条第二項第四号、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第五十一条第二項第四号及び軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成二十年厚生労働省令第七号)第二十六条第二項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順は、次のとおりとする。

厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順

- 一 養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設若しくは介護医療院、特別養護老人ホーム、指定地域密着型介護老人福祉施設又は軽費老人ホーム(以下「養護老人ホーム等」という。)の従業者が、入所者、入居者又は入院患者について、感染症又は食中毒の発生を疑ったときは、速やかに管理者又は施設長(以下「管理者等」という。)に報告する体制を整えること。
- 二 養護老人ホーム等の管理者等は、当該養護老人ホーム等における感染症若しくは食中毒の発生を疑ったとき又は前号の報告を受けたときは、従業者に対して必要な指示を行わなければならないこと。
- 三 養護老人ホーム等においては、感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止する観点から、従業者の健康管理を徹底し、従業者、来訪者等の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、従業者及び利用者に対して手洗いやうがい等を励行するなど衛生教育の徹底を図ること。
- 四 養護老人ホーム等(軽費老人ホームを除く。以下この号において同じ。)の医師及び看護職員は、当該養護老人ホーム等内において感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、速やかな対応を行わなければならないこと。
- 五 養護老人ホーム等の管理者等及び医師、看護職員その他の従業者は、感染症若しくは食中毒の患者又はそれらの疑いのある者(以下「有症者等」という。)の状態に応じ、協力病院をはじめとする地域の医療機関等との連携を図ることその他の適切な措置を講じなければならないこと。
- 六 養護老人ホーム等は、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者等の状況及び各有症者等に講じた措置等を記録しなければならないこと。
- 七 養護老人ホーム等の管理者等は、イからハまでに掲げる場合には、有症者等の人数、症状、対応状況等を市町村及び保健所に迅速に報告するとともに、市町村又は保健所からの指示を求めるとその他の措置を講じなければならないこと。
 - イ 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤な患者が一週間内に二名以上発生した場合
 - ロ 同一の有症者等が十名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - ハ イ及びロに掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と認めた場合
- 八 前号の報告を行った養護老人ホーム等は、その原因の究明に資するため、当該有症者等を診察する医師等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めなければならないこと。

改正文 (平成二〇年五月三〇日厚生労働省告示第三二三号) 抄

平成二十年六月一日から適用する。

附 則 (平成三〇年三月二二日厚生労働省告示第七八号) 抄

- 1 この告示は、平成三十年四月一日から適用する。

感染症関係:管轄保健所への相談様式(施設用)

感染症の対応について相談・確認したい場合、この用紙をご利用ください。

(例)

○利用者や職員が複数新型コロナやインフルエンザに感染した。施設内の隔離等の感染対応はこれでいいだろうか。

()保健所 地域保健課 行き (管轄保健所行き)

* 送信したら電話を御願います。

相談年月日 令和 年 月 日

施設名

氏名

連絡先

基本情報

施設区分	<input type="checkbox"/> 高齢者施設 <input type="checkbox"/> 障害者施設 <input type="checkbox"/> その他
事業所名	
サービス種別	
所在地	
管理者名	
嘱託医(協力医)	
利用者数(入所者数)	
職員数(職機ごと)	職員 人(介護 人、看護 人、その他() 人)

相談したい感染症の現在の対応状況 ※該当するところを記載してください

症状 発熱・咳・下痢・嘔吐・その他()

医療機関の診察を受けている 月 日 医療機関名() 診断名()

現在の感染者数

職員 人

利用者 人

入院している者の有・無 医療機関名()

保健所への相談事項

施設内で複数の下痢・嘔吐を呈する者が出た場合は直ちに管轄保健所に電話で御連絡ください。

次の場合は保健所に報告してください(令和5年4月28日 厚生労働省通知)

- ①同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に2名以上発生した場合
- ②同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ③1及び2に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

社会保障審議会 介護給付費分科会（第239回）	資料1
令和6年1月22日	

令和6年度介護報酬改定の主な事項について

令和6年度介護報酬改定の概要

- 人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」を基本的な視点として、介護報酬改定を実施。

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 認知症の方や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組を推進

- 質の高い公正中立なケアマネジメント
- 地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組
- 医療と介護の連携の推進
 - 在宅における医療ニーズへの対応強化
 - 在宅における医療・介護の連携強化
 - 高齢者施設等における医療ニーズへの対応強化
 - 高齢者施設等と医療機関の連携強化
- 看取りへの対応強化
- 感染症や災害への対応力向上
- 高齢者虐待防止の推進
- 認知症の対応力向上
- 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し

2. 自立支援・重度化防止に向けた対応

- 高齢者の自立支援・重度化防止という制度の趣旨に沿い、多職種連携やデータの活用等を推進

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組等
- 自立支援・重度化防止に係る取組の推進
- LIFEを活用した質の高い介護

4. 制度の安定性・持続可能性の確保

- 介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、全ての世代にとって安心できる制度を構築
- 評価の適正化・重点化
- 報酬の整理・簡素化

3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

- 介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、処遇改善や生産性向上による職場環境の改善に向けた先進的な取組を推進

- 介護職員の処遇改善
- 生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり
- 効率的なサービス提供の推進

5. その他

- 「書面掲示」規制の見直し
- 通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化
- 基準費用額（居住費）の見直し
- 地域区分

協力医療機関との連携体制の構築

省令改正

- 介護保険施設について、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院

【基準】

- ア 以下の要件を満たす協力医療機関（③については病院に限る。）を定めることを義務付ける（複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えないこととする）。＜経過措置3年間＞
 - ① 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - ② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
 - ③ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。
- ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

協力医療機関との連携体制の構築

省令改正

- 高齢者施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。

特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★

【基準】

- ア 協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。
 - ① 利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - ② 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。
- イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。
- ウ 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入居させることができるように努めることとする。

- 令和6年度介護報酬改定における、①高齢者施設等における医療ニーズへの対応強化、②協力医療機関との連携強化にかかる主な見直し内容

高齢者施設等

【特養・老健・介護医療院・特定施設・認知症グループホーム】



① 高齢者施設等における医療ニーズへの対応強化

■ 医療提供等にかかる評価の見直しを実施

<主な見直し>

- ・ 配置医師緊急時対応加算の見直し
【(地域密着型)介護老人福祉施設】
日中の配置医の駆けつけ対応を評価
- ・ 所定疾患施設療養費の見直し
【介護老人保健施設】
慢性心不全が増悪した場合を追加
- ・ 入居継続支援加算の見直し
【(地域密着型)特定施設入居者生活介護】
評価の対象となる医療的ケアに尿道カテーテル留置、在宅酸素療法、インスリン注射を追加
- ・ 医療連携体制加算の見直し
【認知症対応型共同生活介護】
看護体制に係る評価と医療的ケアに係る評価を整理した上で、評価の対象となる医療的ケアを追加

② 高齢者施設等と医療機関の連携強化

■ 実効性のある連携の構築に向けた運営基準・評価の見直し等を実施

- (1) 平時からの連携
 - ・ 利用者の病状急変時等における対応の年1回以上の確認の義務化(運営基準)
 - ・ 定期的な会議の実施に係る評価の新設
- (2) 急変時の電話相談・診療の求め
- (3) 相談対応・医療提供
 - ・ 相談対応を行う体制、診療を行う体制を常時確保する協力医療機関を定めることの義務化※1(運営基準)
- (4) 入院調整
 - ・ 入院を要する場合に原則受け入れる体制を確保した協力病院を定めることの義務化※2(運営基準)
 - ・ 入院時の生活支援上の留意点等の情報提供に係る評価の新設
- (5) 早期退院
 - ・ 退院が可能となった場合の速やかな受入れの努力義務化(運営基準)

在宅医療を支援する地域の医療機関等



- ・ 在宅療養支援診療所
- ・ 在宅療養支援病院
- ・ 在宅療養後方支援病院
- ・ 地域包括ケア病棟を持つ病院

等を想定



※1 経過措置3年。(地域密着型)特定施設入居者生活介護・認知症対応型共同生活介護は努力義務。 ※2 介護保険施設のみ。

令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.1) (令和6年3月15日) (厚生労働省)

○協力医療機関について (居住系サービス・施設系サービス)

(問124) 連携することが想定される医療機関として、在宅療養支援病院や地域包括ケア病棟を持つ医療機関等が挙げられているが、当該基準の届出を行う医療機関をどのように把握すればよいか。

(答) 診療報酬における施設基準の届け出受理状況については、地方厚生局のホームページに掲載されているので参考とされたい。

(地方厚生局ホームページ)

以下のホームページの一覧のうち「受理番号」の欄に下記の受理番号がある医療機関が該当する医療機関となります。

在宅療養支援病院：(支援病1)、(支援病2)、(支援病3)

在宅療養支援診療所：(支援診1)、(支援診2)、(支援診3)

在宅療養後方支援病院：(在後病)

地域包括ケア病棟入院料(地域包括ケア入院医療管理料)：(地包ケア1)、(地包ケア2)、(地包ケア3)、(地包ケア4)

※地域包括ケア病棟については、相談対応や診療を行う医療機関として、特に200床未満(主に地包ケア1及び3)の医療機関が連携の対象として想定されます。

※令和6年度診療報酬改定で新設される「地域包括医療病棟」は、地域の救急患者等を受け入れる病棟であり、高齢者施設等が平時から連携する対象としては想定されませんので、ご注意ください。

■関東信越厚生局

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/chousa/kijyun.html>

※在宅療養支援病院等：施設基準届出状況(全体)の「医科」のファイルをご参照ください。

地域包括ケア病棟入院料：「届出項目6」のファイルをご参照ください。



○協力医療機関について (施設系サービス)

(問125) 「入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること」とあるが、入所者の急変時には必ず協力医療機関に搬送しなければならないのか。

(答) 入所者の急変時等に必ず協力医療機関に搬送しなければならないということではなく、状況に応じて救急車を呼ぶなど、臨機応変に対応いただきたい。

感染症や災害への対応力向上

業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

告示改正

- 感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画が未策定の際は、基本報酬を減算する。＜経過措置1年間（※）＞

全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）

【単位数】

業務継続計画未策定減算	施設・居住系サービス	所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算（新設）
	その他のサービス	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

（※）令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

【算定要件】

感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合

高齢者虐待防止の推進

高齢者虐待防止の推進

告示改正

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。

全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）

【単位数】

高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）
----------------	-----------------------------

【算定要件】

虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を決めること）が講じられていない場合

※福祉用具貸与については、3年間の経過措置期間を設ける。

令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 1) (令和6年3月15日) (厚生労働省)

○業務継続計画未策定減算について (全サービス共通)

(問164) 業務継続計画未策定減算はどのような場合に適用となるのか。

- (答)
- ・感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。
 - ・なお、令和3年度介護報酬改定において業務継続計画の策定と同様に義務付けられた、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではない。

令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1.6) 問7 令和6年5月17日修正

(問165) 業務継続計画未策定減算の施行時期はどのようになるのか。

(答) 業務継続計画未策定減算の施行時期は下記のとおり。(市指定のみ抜粋)

	対象サービス	施行時期
①	地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入所者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	令和6年4月 ※ただし、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っていない場合には、減算を適用しない。
②	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、介護予防支援	令和7年4月

令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 1) (令和6年3月15日) (厚生労働省)

(問166) 行政機関による運営指導等で業務継続計画の未策定など不適切な運営が確認された場合、「事実が生じた時点」まで遡及して当該減算を適用するのか。

(答)

- ・業務継続計画に策定減算については、行政機関が運営指導等で不適切な取扱いを発見した時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算を適用することとなる。
- ・例えば、地域密着型通所介護事業所が、令和7年10月の運営指導において、業務継続計画の未策定が判明した場合（かつ、感染症の予防及びまん延防止のための指針及び非常細額に関する具体的計画の策定を行っていない場合）、令和7年10月からではなく、令和6年4月からの減算の対象となる。
- ・また、居宅介護支援事業所が、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合、令和7年4月から減算の対象となる。

○高齢者虐待防止措置未実施減算について

(問167) 高齢者虐待が発生していない場合においても、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと）がなされていなければ減算の適用となるのか。

(答) 減算の適用となる。

なお、全ての措置の一つでも講じられていなければ減算となることに留意すること。

(問168) 運営指導等で行政機関が把握した高齢者虐待防止措置が講じられていない事実が、発見した日の属する月より過去の場合、遡及して当該減算を適用するのか。

(答) 過去に遡及して当該減算を適用することはできず、発見した日の属する月が「事実が生じた月」となる。

令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 1) (令和6年3月15日) (厚生労働省)

(問169) 高齢者虐待防止措置未実施減算については、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと）がなされていない事実が生じた場合、「速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から三月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌日から改善が認められた月までの間について、入居者全員について所定単位数から減算することとする。」とされているが、施設・事業所から改善計画が提出されない限り、減算の措置を行うことはできないのか。

(答) 改善計画の提出の有無にかかわらず、事実が生じた月の翌月から減算の措置を行って差し支えない。当該減算は、施設・事業所から改善計画が提出され、事実が生じた月から3か月以降に当該計画に基づく改善が認められた月まで継続する。

(問170) 居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に従業者が1名だけということがあり得る。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的に行なう必要があるのか。

(答)

- ・虐待はあってはならないことであり、高齢者の孫店を守るため、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的実施していただきたい。小規模事業所においては他者・他機関によるチェック機能が得られにくい環境にあることが考えられることから、積極的に外部機関等を活用されたい。
- ・例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。
- ・研修の定期的実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業所や他委員会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。
- ・なお、委員会や研修を合同で開催する場合は、参加した各事業所の従事者と実施したことの内容等が記録で確認できるようにしておくことに留意すること。
- ・また、小規模事業所等における委員会組織の設置と運営や、指針の策定、研修の企画と運営に関しては、以下の資料の参考例(※)を参考にされたい。

(※) 社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター「施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備－令和3年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考例」令和3年度老人保健健康増進等事業、令和4年3月。

身体的拘束等の適正化の推進

概要

【ア：短期入所系サービス★、多機能系サービス★、イ：訪問系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

- 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。
 - ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。【省令改正】また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
 - イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。【省令改正】

基準

- 短期入所系サービス及び多機能系サービスの運営基準に以下の措置を講じなければならない旨を規定する。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。
- 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援の運営基準に以下を規定する。
 - ・ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
 - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

3.(2)① テレワークの取扱い

概要

【全サービス（居宅療養管理指導★を除く。）】

- 人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示す。【通知改正】

3. (2) ⑦ 人員配置基準における両立支援への配慮

概要

【全サービス】

- 介護現場において、治療と仕事の両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定について、以下の見直しを行う。
 - ア 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
 - イ 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。
- 【通知改正】

基準・算定要件等

- 運営基準の解釈通知及び報酬算定上の留意事項通知について、「常勤」及び「常勤換算方法」に係る取扱いを以下のように改正する。

	母性健康管理措置による短時間勤務	育児・介護休業法による短時間勤務制度	「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける短時間勤務制度
「常勤」(※)の取扱い： 週30時間以上の勤務で常勤扱い	○	○	○ (新設)
「常勤換算」(※)の取扱い： 週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める	○	○	○ (新設)

※人員配置基準上の「常勤」及び「常勤換算方法」の計算においては、常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本）勤務している者を「常勤」として取り扱うこととしている。

3.(2)⑧ 外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し

概要

【通所系サービス★、短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

○ 就労開始から6月未満のEPA介護福祉士候補者及び技能実習生（以下「外国人介護職員」という。）については、日本語能力試験N1又はN2に合格した者を除き、両制度の目的を考慮し、人員配置基準への算入が認められていないが、就労開始から6月未満であってもケアの習熟度が一定に達している外国人介護職員がいる実態なども踏まえ、人員配置基準に係る取扱いについて見直しを行う。

具体的には、外国人介護職員の日本語能力やケアの習熟度に個人差があることを踏まえ、事業者が、外国人介護職員の日本語能力や指導の実施状況、管理者や指導職員等の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を人員配置基準に算入することについて意思決定を行った場合には、就労開始直後から人員配置基準に算入して差し支えないこととする。【告示改正】

その際、適切な指導及び支援を行う観点、安全体制の整備の観点から、以下の要件を設ける。

ア 一定の経験のある職員とチームでケアを行う体制とすること。

イ 安全対策担当者の配置、指針の整備や研修の実施など、組織的に安全対策を実施する体制を整備していること。

併せて、両制度の趣旨を踏まえ、人員配置基準への算入の有無にかかわらず、研修又は実習のための指導職員の配置や、計画に基づく技能等の修得や学習への配慮など、法令等に基づき、受入れ施設において適切な指導及び支援体制の確保が必要であることを改めて周知する。

算定要件等

次のいずれかに該当するものについては、職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなしても差し支えないこととする。

- ・ 受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過した外国人介護職員
- ・ 受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過していない外国人介護職員であって、受入れ施設（適切な研修体制及び安全管理体制が整備されているものに限る。）に係る事業を行う者が当該外国人介護職員の日本語の能力及び研修の実施状況並びに当該受入れ施設の管理者、研修責任者その他の職員の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなすこととしたもの
- ・ 日本語能力試験N1又はN2に合格した者



3.(3)① 管理者の責務及び兼務範囲の明確化

概要

【全サービス】

- 提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

【省令改正】 【通知改正】

5. ① 「書面掲示」規制の見直し

概要

【全サービス】

- 運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。【省令改正】【告示改正】【通知改正】

（※令和7年度から義務付け）

12 指定の状況について

令和7年6月1日現在

サービス名	山梨市	笛吹市	甲州市
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		1	
夜間対応型訪問介護			
地域密着型通所介護	6	14	6
認知症対応型通所介護	3	1	
小規模多機能型居宅介護	3	1	
認知症対応型共同生活介護	4	6	3
地域密着型特定施設入居者生活介護	1	2	1
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3	6	4
看護小規模多機能型居宅介護		1	
居宅介護支援事業所	13	19	8
合 計	33	51	22

※休止または有効期限切れの事業所は除く。

○ 山梨市 現在の整備状況

N0	事業者名	定員	所在地	サービス名称
1	デイサービス日和	12	南 1006-5	地域密着型通所介護
2	デイサービスあさひ	10	万力 726-3	地域密着型通所介護
3	デイサービスセンター ローズマリーの家	9	小原西 968-6	地域密着型通所介護
4	デイサービスリアン	18	七日市場 710-1	地域密着型通所介護
5	リハビリいろどり	10	七日市場 245-1	地域密着型通所介護
6	リハビリデイサービス貴方の縁樹	18	上之割 108-5	地域密着型通所介護
7	デイサービスめだかの学校	3	三ヶ所 937-1	認知症対応型通所介護・ 介護予防認知症対応型通所介護
8	愛の家デイサービス山梨小原西	3	小原西 641-7	認知症対応型通所介護・ 介護予防認知症対応型通所介護
9	認知症対応型デイサービスセンター サテライト桃源荘サンビーチ	12	一町田中 197	認知症対応型通所介護・ 介護予防認知症対応型通所介護
10	小規模多機能ホーム 湯苗田	29	牧丘町室伏 2452	小規模多機能型居宅介護・ 介護予防小規模多機能型居宅介護
11	小規模多機能ホーム リアン	29	七日市場 710-1	小規模多機能型居宅介護・ 介護予防小規模多機能型居宅介護
12	小規模多機能ホーム カインドネスケア	18	三ヶ所 144-1	小規模多機能型居宅介護・ 介護予防小規模多機能型居宅介護
13	グループホームめだかの学校	9	三ヶ所 937-1	認知症対応型共同生活介護・ 介護予防認知症対応型共同生活介護
14	グループホーム湯苗田	9	牧丘町室伏 2452	認知症対応型共同生活介護・ 介護予防認知症対応型共同生活介護
15	愛の家グループホーム山梨小原西	18	小原西 641-7	認知症対応型共同生活介護・ 介護予防認知症対応型共同生活介護
16	山梨ケアセンターそよ風	15	上神内川 15-5	認知症対応型共同生活介護・ 介護予防認知症対応型共同生活介護

NO	事業者名	定員	所在地	サービス名称
17	夢眠やまなし	29	小原西 6-6	地域密着型特定施設入居者生活介護
18	恵信サテライト ロジェ山梨	29	落合 464-1	地域密着型介護 老人福祉施設入所者生活介護
19	特別養護老人ホーム サテライト桃源荘日川	29	一町田中 197	地域密着型介護 老人福祉施設入所者生活介護
20	地域密着型介護福祉施設 カインドネスケア	29	三ヶ所 144-1	地域密着型介護 老人福祉施設入所者生活介護

○ 山梨市 現在の整備状況

NO	事業者名	所在地	サービス名称
1	やさしい手 山梨事業所	上神内川 1646 ステーションビル竹川 2C	居宅介護支援事業所
2	恵信山梨南サポートセンター	南 1335	居宅介護支援事業所
3	松蔭居宅介護支援事業所	鴨井寺 417-1	居宅介護支援事業所
4	ケアプラン日和	南 1006-1	居宅介護支援事業所
5	サテライト桃源荘 居宅介護支援センター	一町田中 197	居宅介護支援事業所
6	恵信山梨落合サポートセンター	落合 464-1	居宅介護支援事業所
7	居宅介護支援事業所 リアン	七日市場 710-1	居宅介護支援事業所
8	ケアプランあさがお	小原西 840 メゾン 53Ⅱ106号	居宅介護支援事業所
9	笛吹荘居宅介護支援事業所	三ヶ所 144-1	居宅介護支援事業所
10	まにまに	小原東 112 番地 1 イーストヴィレッジ 208	居宅介護支援事業所
11	つぼみ茶屋居宅介護支援事業所	歌田 17-1	居宅介護支援事業所
12	H o p	上神内川 1126-1 山工ビル 1 階	居宅介護支援事業所
13	ケアプラン ローズマリーの家	小原西 968-6	居宅介護支援事業所

○ 笛吹市 現在の整備状況

N0	事業者名	定員	所在地	サービス名称
1	通所介護施設ひまわり	15	八代町北 1541-7	地域密着型通所介護
2	デイサービス リブズ笛吹	18	御坂町成田 2477-1	地域密着型通所介護
3	デイサービスかすがいの家	15	春日居町小松 1013	地域密着型通所介護
4	デイサービスセンター のぞみ	10	石和町唐柏 538-2	地域密着型通所介護
5	デイサービスセンターまごの家	10	一宮町中尾 1082	地域密着型通所介護
6	デイサービスセンターあしたば	14	石和町山崎 100	地域密着型通所介護
7	デイサービスセンターきたじま苑 お伊勢の杜	10	八代町北 1290-1	地域密着型通所介護
8	リハビリテーション 若彦の郷	18	八代町永井 1554-1	地域密着型通所介護
9	和楽デイサービスセンター	10	石和町小石和 167-7	地域密着型通所介護
10	ファミリーユ	10	春日居町鎮目 714-1	地域密着型通所介護
11	絆 森の上指定通所介護事業所	18	八代町南 346-3	地域密着型通所介護
12	かがやき石和	10	石和町市部 526-2	地域密着型通所介護
13	ことぶきクラブ	10	石和町四日市場 2031	地域密着型通所介護
14	デイサービスセンター石和げんき園	18	石和町河内 182-1	地域密着型通所介護
15	愛の家グループホーム笛吹石和	3	石和町唐柏 466	認知症対応型通所介護
16	甲州定期巡回・随時対応型 訪問介護看護ステーション		石和町四日市場 2031	定期巡回随時対応型訪問 介護看護
17	寿ノ家 寄りあい所 みさか	25	御坂町下野原 839-1	小規模多機能型居宅介護

N0	事業者名	定員	所在地	サービス名称
18	グループホーム芙蓉	18	一宮町竹原田 1359-1	認知症対応型共同生活介護
19	グループホームあずさ	18	春日居町国府 436	認知症対応型共同生活介護
20	グループホームきたじま苑	18	八代町北 1616-1	認知症対応型共同生活介護
21	寿ノ家グループホームみさか	18	御坂町下野原 839-1	認知症対応型共同生活介護
22	愛の家グループホーム笛吹石和	18	石和町唐柏 466	認知症対応型共同生活介護
23	けあビジョンホーム笛吹	18	八代町米倉 803-1	認知症対応型共同生活介護
24	リブズ笛吹	29	御坂町成田 2477-1	地域密着型特定施設入居者生活介護
25	サンホームからかしわ	20	石和町柏 400-1	地域密着型特定施設入居者生活介護
26	寿ノ家 いちのみや	29	一宮町塩田 741-1	地域密着型介護老人福祉施設
27	エール二之宮	29	御坂町二之宮 1966-1	地域密着型介護老人福祉施設
28	寿ノ家 いさわ	20	石和町四日市場 2031	地域密着型介護老人福祉施設
29	エレガローザいちのみや	29	一宮町下矢作 300-3	地域密着型介護老人福祉施設
30	エール境川	29	境川町石橋 1988-1	地域密着型介護老人福祉施設
31	サテライト エレガローザ	29	石和町松本 275-2	地域密着型介護老人福祉施設
32	まいほーむいさわ	29	石和町広瀬 781	看護小規模多機能型居宅介護

○ 笛吹市 現在の整備状況

NO	事業者名	所在地	サービス名称
1	寿ノ家指定居宅介護支援事業所	石和町四日市場 2031	居宅介護支援事業所
2	甲州居宅介護支援事業所	石和町四日市場 2031	居宅介護支援事業所
3	一宮温泉病院居宅介護支援事業所	一宮町坪井 1737-4	居宅介護支援事業所
4	石和げんき園指定居宅介護支援事業所	石和町河内 182-1	居宅介護支援事業所
5	やさしい手笛吹事業所	一宮町小城 300-1	居宅介護支援事業所
6	指定居宅介護支援事業所サンライト	春日居町小松 1013	居宅介護支援事業所
7	笛吹市社会福祉協議会居宅介護支援事業所	八代町南 917	居宅介護支援事業所
8	介護センターパートナー	石和町唐柏 538-2	居宅介護支援事業所
9	絆指定居宅介護支援事業所	八代町竹居 1235-1	居宅介護支援事業所
10	エール二之宮居宅介護支援事業所	御坂町二之宮 1966-2	居宅介護支援事業所
11	応援家族石和温泉リゾート	石和町川中島 467-1	居宅介護支援事業所
12	甲州居宅介護支援事業所一宮事業所	一宮町塩田 741-1	居宅介護支援事業所
13	こもれび居宅介護支援事業所	御坂町井之上 737-1	居宅介護支援事業所
14	居宅介護支援事業所ほほえみ	石和町広瀬 781	居宅介護支援事業所
15	そうや居宅介護支援事業所	石和町四日市場 1626-1	居宅介護支援事業所
16	笛吹おひさま居宅介護支援事業所	石和町四日市場 2205-4	居宅介護支援事業所
17	ケアプランセンター八代南	八代町南 3614-1	居宅介護支援事業所
18	アクティブ居宅介護支援事業所	一宮町一ノ宮 1596-1	居宅介護支援事業所
19	すずな居宅介護支援事業所	石和町駅前 7-3 ラ・ル ミエール 101	居宅介護支援事業所

○ 甲州市 現在の整備状況

NO	事業者名	定員	所在地	サービス名称
1	デイサービス甲斐路	12	勝沼町休息 1300-1	地域密着型通所介護
2	デイサービスセンター こもれび	10	勝沼町等々力 1499	地域密着型通所介護
3	ケアハウス 花まめ	10	勝沼町小佐手 1015-1	地域密着型通所介護
4	デイサービス 和み	18	塩山上井尻 1708-2	地域密着型通所介護
5	やさしい手 甲州事業所	15	勝沼町山 1110-1	地域密着型通所介護
6	サンクシア甲州デイサービス センター	15	塩山小屋敷 1589-1	地域密着型通所介護
7	グループホーム ひかり長屋	18	塩山西野原 600	認知症対応型共同生活介護・ 介護予防認知症対応型共同生活介護
8	認知症高齢者グループホーム アゼリア	18	勝沼町菱山中平 4300	認知症対応型共同生活介護・ 介護予防認知症対応型共同生活介護
9	ケアビジョンホーム甲州	18	勝沼町勝沼 3118	認知症対応型共同生活介護・ 介護予防認知症対応型共同生活介護
10	介護付有料老人ホーム萩の里	20	塩山下小田原 590-3	地域密着型特定施設入居者生活介護
11	特別養護老人ホーム 緑と風	29	塩山下於曾 1257-1	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護
12	特別養護老人ホーム ひかり屋形	29	塩山熊野 774-1	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護
13	特別養護老人ホーム ぶどう畑	29	勝沼町休息 1300-1	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護
14	特別養護老人ホーム サテライトぶどう畑	29	勝沼町綿塚 663-1	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護

○ 甲州市 現在の整備状況

NO	事業者名	所在地	サービス名称
1	恵信塩山サポートセンター	塩山上於曾 1195	居宅介護支援事業所
2	ハートフル塩山居宅介護支援センター	塩山西広門田 433-1	居宅介護支援事業所
3	光風園指定居宅介護支援事業所	塩山西野原 603	居宅介護支援事業所
4	やさしい手 甲州事業所	勝沼町山 1110-1	居宅介護支援事業所
5	藍	勝沼町山 898	居宅介護支援事業所
6	甲州市社会福祉協議会ケアプランセンター	勝沼町休息 1867-2 勝沼健康福祉センター内	居宅介護支援事業所
7	介護支援センター 和叶	塩山下塩後 888-1	居宅介護支援事業所
8	サンクシア甲州居宅介護支援事業所	塩山小屋敷 1589-1	居宅介護支援事業所